

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会

つ が る 市 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 11 日 開会

令和 8 年 6 月 24 日 閉会

つ が る 市 議 会

令和 8 年 第 2 回 つがる市議会 定例会 会議録目次

第 1 号 (6月11日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開会、開議宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第38号～議案第65号の上程、提案理由の説明	6
・ 議案第38号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和7年度つがる市一般会計補正予算(第13号))	
・ 議案第39号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和7年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第6号))	
・ 議案第40号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和7年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))	
・ 議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和7年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第6号))	
・ 議案第42号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和7年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第7号))	
・ 議案第43号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和8年度つがる市一般会計補正予算(第1号))	
・ 議案第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和8年度つがる市一般会計補正予算(第2号))	
・ 議案第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市税条例の一部を改正する条例)	
・ 議案第46号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	
・ 議案第47号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市手数料条例の一部を改正する条例)	
・ 議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	

(つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- ・議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(つがる市介護保険条例の一部を改正する条例)

- ・議案第50号 令和8年度つがる市一般会計補正予算(第3号)案
- ・議案第51号 令和8年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- ・議案第52号 令和8年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案
- ・議案第53号 令和8年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- ・議案第54号 令和8年度つがる市下水道事業会計補正予算(第1号)案
- ・議案第55号 つがる市職員定数条例の一部を改正する条例案
- ・議案第56号 つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- ・議案第57号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・議案第58号 つがる市中心商店街駐車場条例案
- ・議案第59号 つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案
- ・議案第60号 つがる市木造福祉交流センター「花しょうぶの館」条例等の一部を改正する条例案
- ・議案第61号 つがる市車力ウェルネスセンター条例の一部を改正する条例案
- ・議案第62号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市車力ウェルネスセンター)
- ・議案第63号 財産の取得の件(高規格救急自動車)
- ・議案第64号 財産の取得の件(高規格救急自動車積載資器材)
- ・議案第65号 財産の取得の件(油圧ショベル)

散会の宣告..... 9

第 2 号 (6月15日)

議事日程.....	1 1
本日の会議に付した事件.....	1 1
出席議員.....	1 2
欠席議員.....	1 2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 3
職務のため議場に出席した者の職氏名.....	1 3
開議宣告.....	1 4
一般質問.....	1 4
14番 成田克子議員.....	1 4
8番 長谷川榮子議員.....	1 9
1番 平田浩介議員.....	2 7
散会の宣告.....	3 7

第 3 号 (6月16日)

議事日程	3 9
本日の会議に付した事件	4 0
出席議員	4 1
欠席議員	4 1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4 2
職務のため議場に出席した者の職氏名	4 2
開議宣告	4 3
一般質問	4 3
2 番 三橋あさみ議員	4 3
5 番 齊藤 渡議員	5 2
総括質疑	5 8
予算特別委員会の設置	5 8
議案等委員会付託	5 8
散会の宣告	5 8

第 4 号 (6月24日)

議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9
出席議員	6 0
欠席議員	6 0
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 1
職務のため議場に出席した者の職氏名	6 1
開議宣告	6 2
予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決	6 2
総務経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	6 3
教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	6 4
市長の挨拶	6 6
閉会の宣告	6 7
署 名	6 9

第 1 号

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日）

令和８年第２回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第１号）

令和 ８年 ６月１１日（木曜日）午前１０時開会、開議

１ 開会、開議宣告

１ 議事日程

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 会期の決定

日程第３ 諸般の報告

日程第４ 議案第38号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和７年度つがる市一般会計補正予算（第13号））

議案第39号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和７年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第６号））

議案第40号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和７年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号））

議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和７年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第６号））

議案第42号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和７年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第７号））

議案第43号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和８年度つがる市一般会計補正予算（第１号））

議案第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和８年度つがる市一般会計補正予算（第２号））

議案第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市税条例の一部を改正する条例）

議案第46号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部
を改正する条例）

議案第47号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市手数料条例の一部を改正する条例）

議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

- 議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(つがる市介護保険条例の一部を改正する条例)
- 議案第50号 令和8年度つがる市一般会計補正予算(第3号)案
- 議案第51号 令和8年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第52号 令和8年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第53号 令和8年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第54号 令和8年度つがる市下水道事業会計補正予算(第1号)案
- 議案第55号 つがる市職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第56号 つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第57号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第58号 つがる市中心商店街駐車場条例案
- 議案第59号 つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第60号 つがる市木造福祉交流センター「花しょうぶの館」条例等の一部を改正する条例案
- 議案第61号 つがる市車力ウェルネスセンター条例の一部を改正する条例案
- 議案第62号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市車力ウェルネスセンター)
- 議案第63号 財産の取得の件(高規格救急自動車)
- 議案第64号 財産の取得の件(高規格救急自動車積載資器材)
- 議案第65号 財産の取得の件(油圧ショベル)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	平 田 浩 介	２番	三 橋 あさみ	３番	山 内 勝
４番	秋田谷 建 幸	５番	齊 藤 渡	６番	田 中 透
８番	長谷川 榮 子	９番	成 田 博	１０番	木 村 良 博
１１番	佐 藤 孝 志	１２番	野 呂 司	１３番	天 坂 昭 市
１４番	成 田 克 子	１５番	佐々木 慶 和	１６番	平 川 豊
１７番	山 本 清 秋	１８番	高 橋 作 藏		

欠席議員（１名）

７番 佐々木 敬 藏

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	葛 西 正 美
財 政 部 長	葛 西 明 仁
民 生 部 長	川 越 七 重
健康福祉部長	石 岡 秀 子
経 済 部 長	佐々木 雅 規
建 設 部 長	高 橋 隆 治
会 計 管 理 者	木 津 裕 人
教 育 部 長	小田桐 勇 人
消 防 長	工 藤 康 人
選挙管理委員会事務局長	中 田 良 子
農業委員会事務局長	中 野 拓 哉
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	平 山 栄 治
財 政 課 長	山 本 将 司
市 民 課 長	外 崎 学
福 祉 課 長	宮 崎 喜 樹
農林水産課長	福 井 亨
土 木 課 長	秋田谷 有 正
教育総務課長	工 藤 正 輝
警 防 課 長	長 内 克 孝

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	野 呂 雅 人
議事総務課長	工 藤 隆 子
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

◎開会、開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達していますので、令和8年第2回つがる市議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信した日程のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、山内勝議員、4番、秋田谷建幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（木村良博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、タブレットに配信した予定表のとおり、本日から6月24日までの14日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、会期は本日から6月24日までの14日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（木村良博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日、佐々木敬藏議員より欠席の届出がありましたので、報告します。

地方自治法第121条第1項の規定に基づく今定例会の説明員については、タブレットに配信した名簿のとおりであります。

市長から報告第2号、報告第3号の令和7年度に係る繰越計算書並びに報告第4号、報告第5号の専決処分した事項の報告、以上、報告4件、つがる市土地開発公社の経営状況を説明する書類について及びつがる地球村株式会社の経営状況を説明する書類について、監査委員から例月出納検査の令和7年度の令和8年2月から4月分及び令和8年度の4月分の報告書並びに令和7年度定期監査結果報告書並びに令和7年度財政援助団体等監査結果報告書の提出があり、タブレットに配信しておりますので、ご了承願います。

次に、本日の服装は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、本市で行われます、バレー

ボール、柔道競技の機運醸成の為、大会ポロシャツを議員、理事者ともに着用しておりますことをお伝えします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第 38 号～議案第 65 号の上程、提案理由の説明

○議長（木村良博君） 日程第 4、議案第38号から議案第65号までの計28件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） おはようございます。本日ここに、令和 8 年第 2 回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分12件、予算 5 件、条例 7 件、指定管理 1 件、財産取得 3 件の合わせて28件であります。

まず、専決処分した事項についてご説明申し上げます。

議案第38号から議案第40号及び議案第42号は、専決処分した令和 7 年度一般会計並びに特別会計に係る補正予算であり、いずれも歳入、歳出全般にわたり、決算見込み等に基づき予算額の補正を行ったものでございます。

議案第38号 令和 7 年度つがる市一般会計補正算（第13号）は、地方税、交付金、特別交付税及び各事務、事業費の精査による国庫・県支出金、繰入金、市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

その結果、令和 7 年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算から 8 億857万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を263億9,029万円としたものであります。

議案第39号、議案第40号及び議案第42号の令和 7 年度各特別会計補正予算 3 件につきましても、各事務事業費の精査による国庫・県支出金等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

議案第41号 令和 7 年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）は、令和 7 年度の税制改正に伴う介護保険システムの改修に係る所要の経費を補正したものであります。

次に、議案第43号 令和 8 年度つがる市一般会計補正予算（第 1 号）は、今冬の大雪により被害を受けた農業用ハウスの復旧支援及び公共施設等の復旧事業に係る所要の経費を補正したものであります。

議案第44号 令和 8 年度つがる市一般会計補正予算（第 2 号）は、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡整備事業において、文化庁の指導に基づき、事業内容を見直す必要が生じたため、所要の経費を補正し

たものであります。

議案第45号から議案第49号までの5件は、専決処分した条例の承認を求めるものであります。

議案第45号 つがる市税条例の一部を改正する条例は、関係法令等の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第46号 つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例は、関係省令の改正に伴い、固定資産税に係る特例支援措置を延長するほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第47号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例は、自治体情報システム標準化・共通化に係る総合行政システムの改修に伴い、証明書等を見直しする必要性が生じたことから、所要の改正を行ったものでございます。

議案第48号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令等の改正に伴い、基礎課税分の賦課限度額を引き上げるほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第49号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険法施行令の改正に伴い、令和8年度分の保険料の減免の特例措置を規定するため、所要の改正を行ったものであります。

いずれの事項におきまして、早急に措置する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものでございます。

次に、予算についてご説明申し上げます。

議案第50号 令和8年度つがる市一般会計補正予算（第3号）案は、人事異動による人件費の組み替え及び当初予算では見積りできなかった経費等について、所要の補正をするものであります。

その結果、令和8年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に2億3,078万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を252億8,736万5,000円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

まず3款民生費では、車力地区温泉整備事業において、上水道管の変更などに係る追加工事費について予算措置を行うとともに、継続費を補正いたしました。

また、物価高騰の影響を受ける、ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、ひとり親世帯の児童1人につき2万円を給付する事業費を計上いたしました。

6款農林水産業費では、県の間接補助事業として雪害を受けた農業用ハウスの復旧経費に対する補助金を計上いたしました。先に専決処分した市の単独補助金とあわせて被災された農家の皆さまを支援するものでございます。

10款教育費では、教職員の心理的負担を軽減するため、市内すべての小中学校の電話機に通話録音及び告知機能を追加する事業費を計上しました。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

当該補正額の主たる財源といたしましては、歳出との関連における国庫・県支出金、諸収入等についてそれぞれ所要額の補正を行うとともに、財政調整基金からの繰入金により、全体の補正額を調整したところであります。

議案第51号から議案第54号までの令和8年度各特別会計及び下水道事業会計補正予算案4件につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

次に、条例についてご説明申し上げます。

議案第55号 つがる市職員定数条例の一部を改正する条例案は、市各部局の職員の定数を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第56号 つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の給与を減額する場合の単価の算出方法を改めるほか、所要の改正を行うものでございます。

議案第57号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案は、住基登録外者の情報の管理に関する事務をマイナンバーの独自利用事務及び情報連携事務とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第58号 つがる市中心商店街駐車場条例案は、中心商店街駐車場を新たに設置し、管理の方法、利用の制限等を定めるものであります。

議案第59号 つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案は、稲垣地区の市有豊川団地4号を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第60号 つがる市木造福祉交流センター「花しょうぶの館」条例等の一部を改正する条例案は、しゃこちゃん温泉、じょっぱり温泉及び稲穂の湯の入浴料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第61号 つがる市車力ウェルネスセンター条例の一部を改正する条例案は、建設中のしゃりき温泉の位置、業務内容、入浴料等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、指定管理についてご説明申し上げます。

議案第62号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件は、つがる市車力ウェルネスセンターの指定管理者を指定するものでございます。

次に、財産取得についてご説明申し上げます。

議案第63号及び議案第64号の財産の取得の件は、つがる市消防署に配備する高規格救急自動車1台及び積載資器材一式を購入するものでございます。

議案第65号は、一般廃棄物最終処分場の油圧ショベル1台を購入するものでございます。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思っております。

何とぞ慎重にご審議の上、原案どおりご承認及び御議決を賜りますようお願い申し上げ、提出議

案の説明いたします。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

6月12日から6月14日までは、議案熟考及び休日のため休会となります。6月15日月曜日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

（午前10時20分）

第 2 号

令和 8 年 6 月 1 5 日（月曜日）

令和 8 年第 2 回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 15 日（月曜日）午前 10 時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	平田浩介	２番	三橋あさみ	３番	山内勝
４番	秋田谷建幸	５番	齊藤渡	６番	田中透
８番	長谷川榮子	９番	成田博	１０番	木村良博
１１番	佐藤孝志	１２番	野呂司	１３番	天坂昭市
１４番	成田克子	１５番	佐々木慶和	１６番	平川豊
１７番	山本清秋				

欠席議員（２名）

７番	佐々木敬藏	１８番	高橋作藏
----	-------	-----	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	葛 西 正 美
財 政 部 長	葛 西 明 仁
民 生 部 長	川 越 七 重
健康福祉部長	石 岡 秀 子
経 済 部 長	佐々木 雅 規
建 設 部 長	高 橋 隆 治
会 計 管 理 者	木 津 裕 人
教 育 部 長	小田桐 勇 人
消 防 長	工 藤 康 人
選挙管理委員会事務局長	中 田 良 子
農業委員会事務局長	中 野 拓 哉
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	平 山 栄 治
財 政 課 長	山 本 将 司
市 民 課 長	外 崎 学
福 祉 課 長	宮 崎 喜 樹
農林水産課長	福 井 亨
土 木 課 長	秋田谷 有 正
教育総務課長	工 藤 正 輝
警 防 課 長	長 内 克 孝

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	野 呂 雅 人
議事総務課長	工 藤 隆 子
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日、佐々木敬藏議員、高橋作藏議員より欠席の届出がありましたので、報告します。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁を含めて60分以内であります。

次に、第1席、14番、成田克子議員より本市の観光事業について、一般質問に係る資料の使用についての申し出があり、本職及び議会運営委員長から許可したことを報告します。

◇ 成 田 克 子 君

○議長（木村良博君） それでは、通告順に質問を許可します。

第1席、14番、成田克子議員の質問を許可します。

成田克子議員。

〔14番 成田克子君登壇〕

○14番（成田克子君） 皆様おはようございます。

第1席を賜りました五和会の成田克子でございます。

議長のお許しをいただいておりますので、一言ご挨拶を申し上げます。

今年度より、理事者席にはお二人の女性部長が誕生し、議場も一段と華やかな雰囲気となり、大変うれしく、市長のご英断に心から感謝申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

初めに、身寄りのない高齢者の終活支援事業についてお伺いいたします。

国の進める新事業でございますが、これまでは一人暮らしの身寄りのない高齢者の増加に伴い、入院や施設入居時の身元保証人を確保することができず、医療福祉サービスの利用に支障が生じる事例が大きな課題となっております。

県内では弘前市が新年度より国のモデル事業として、おひとりさま終活支援事業をスタートさせており、各自治体においても順次、取り組みが行われていくものと思っております。

新事業の内容につきましては、次の3つの支援が想定されておりますが、全て有償契約になる総合的な支援制度でありますので、高齢者の方々の受けられるサービス内容には個人的に違いが生じ

ると思っております。

まず1つ目では、日常生活の支援で、自宅への訪問や電話による安否確認等が基本であります、書類の預かりなど追加サービスも受けられるようになっております。2つ目では死後事務支援で遺体の引き取りや安置、火葬などの事務作業の支援でございます。そして3つ目では、入院、退院時の支援で病状の説明の同席、入院時の付き添いなどのサポートをすることで、丁寧に聞き取り、希望に沿った最期を迎えられるように準備のお手伝いをするものです。

そこで、今後本市では、身寄りのない高齢者の身元保証人や入院手続き、亡くなった後の死後事務支援等の取り組みの概要についてお伺いいたします。

次に2の本市の観光事業についてお伺いいたします。（1）について、今年も雪解けを待っているかのように、県内15か所の桜だよりが報道され、本市の平滝沼公園の春まつりも多く市民でにぎわい活気づいておりました。特に市内園児によるステージでのダンスには、観客一同、心から和やかな雰囲気にも包まれておりました。そこで、本市では年間を通してどれだけのイベントが開催されているかお伺いいたします。

次に、（2）の花の活用で観光客誘致についてでございますが、桜が終わり、新緑の葉桜となる頃から出現する植物、ニッコウキスゲが咲き始め、次に紫のノハナショウブへとバトンタッチをして行きます。他の自治体においても、藤の花、ルピナス、牡丹が開花し始め、観光客の誘致合戦が始まります。そこで、本市の花を活用した観光客の誘致事業についてもお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

石岡健康福祉部長。

○健康福祉部長（石岡秀子君） 改めましておはようございます。成田克子議員の質問についてお答えいたします。

身寄りのない高齢者に対する支援でございますが、現在は、成年後見制度利用支援事業を実施しております。判断能力が低下し、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約等ができなくなった高齢者を後見人等が支える制度となっております。

利用するには、家庭裁判所への申立てが必要となりますが、身寄りのない方の場合、市長申立てを行い、後見人等を選任し対応しております。

しかしながら、後見人等は、身元保証人になることができない事や、原則本人が存命の間の支援のみとなっており、火葬、埋葬の死後事務に関しては、裁判所の許可がない限り、行うことができないのが現状です。

そのため、身寄りのない方が亡くなり、引き取り手がない場合には、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、火葬や埋葬等を市が実施しております。また、身寄りのない高齢者への支援として、

日常生活支援、入院、入所の手続き、葬儀や納骨といった死後事務の支援などを盛り込んだ社会福祉法改正案が今国会で可決され、成立する見通しとなっております。

本市においては、高齢化率が40%を超え、高齢者の単身世帯が増加する中で、特に身寄りのない高齢者が抱える課題は多岐にわたり、課題解決には社会的な支援の仕組みが大変重要であると認識しております。

今回の社会福祉法改正案を踏まえ、国の示す新たな施策と、既存の支援体制を連携させ、既に取り組んでおられる近隣自治体の状況も参考に検討し、各関係機関と連携しながら身寄りのない高齢者に寄り添った支援の充実に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） おはようございます。

私の方から2の本市の観光事業についての（1）本市の観光事業について年間を通してどのような事業が開催されているかについてお答えいたします。

まず、市外から多くの観光客が訪れる市内観光地といたしまして、世界遺産登録となりました亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚と6月初旬にニッコウキスゲが湿原一面に咲くベンセ湿原がございます。こちらの場所には、ボランティアガイドを配置しており、訪れた観光客に特徴や見どころなどを説明するサービスを行い、地域活性化につながるよう魅力や認知度向上に努めていただいております。

その他にも、千本鳥居で有名な高山稲荷神社には最も多くの観光客が訪れ、一般社団法人 C l a n P E O N Y 津軽と連携して情報をネット配信するなど更なる誘客を進めております。

また、誘客の観点から本市においては祭り開催も観光客の誘客に大きな役割を果たしております。

開催しているお祭りとして、桜の開花時期に平滝沼公園で開催する春まつり、初夏に盛大に開催する稲垣まつりと車力まつり、暑い夏を彩るネブタまつり、本市最大のお祭りである馬市まつりや、本市の農産物をアピールするイベントとして開催するメロン・スイカフェスティバルや産業まつりなどがあり、観光客の誘客につながっております。

続いて、（2）の季節の花を活用した観光事業についてお答えいたします。先ほどのご質問でも紹介をさせていただきましたが、本市における花を活用した事業といたしまして、4月中旬、桜の開花期に開催する春まつりと、5月下旬から6月上旬に湿原いっぱいに咲くベンセ湿原のニッコウキスゲ観賞がございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田克子議員。

○14番（成田克子君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1の再質問に入ります。

本市の高齢化率は40%を超え、弘前市は34.5%と、身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中、社会福祉協議会においても職員の成り手不足に直面しているようでございます。

今後、社会福祉協議会と連携して取り組んでいかれると思いますが、今後の構想について伺いたします。

○議長（木村良博君） 石岡健康福祉部長。

○健康福祉部長（石岡秀子君） お答えします。新たな施策について社会福祉協議会と連携し取り組むのかということですが、現在、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業は、判断能力に不安がある人を対象に、契約により福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理支援を一定の利用料で受けることができる事業であり、社会福祉法で第2種社会福祉事業とされております。

この事業は、契約行為に基づき実施されるため、利用後に認知症等により判断能力が低下した際には、成年後見制度へ切り替えを行った事例もあります。

社会福祉法改正案に基づく新たな施策は、この日常生活自立支援事業の対象を、身寄りのない高齢者にも広げ、日常生活の支援に入院、入所の手続き、死後事務を提供する事業を第2種社会福祉事業として実施できるよう拡充を目的としております。

本市としましては、個々の状況と課題に合わせた支援が提供できるよう、これまで同様に、社会福祉協議会と連携を密にし対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田克子議員。

○14番（成田克子君） ありがとうございます。2回目の質問でございます。

部長のお話では、これまで以上に深く踏み込んで老後の不安を解消し、安心して終末を迎えられる制度であります。十人十色という言葉がありますように、相談者お一人お一人の相談内容も異なることから、専門的な職員の確保が求められると想定しております。この点について、お考えをお伺いたします。

○議長（木村良博君） 石岡健康福祉部長。

○健康福祉部長（石岡秀子君） お答えいたします。

職員体制については、様々な生活上の課題や悩みに対応するため、福祉サービスの調整、身元保証機関や行政との橋渡しなど、生活と制度の両面から終活をプランニングする社会福祉士、大切な人との別れによる喪失感のケアや、死に対する漠然とした恐怖、家族関係の悩みなどを傾聴し、心理的な安定を図るメンタルサポートを始めとした公認心理師、精神保健福祉士などの福祉専門職の配置が必要であると考えられます。

これら福祉専門職の採用のほか、職員の自発的な資格取得も促すことで、サービスの向上に資すると考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田克子議員。

○14番（成田克子君） ありがとうございました。最後の質問となります。

サービス開始時期がまだ先ではありますが、有償契約による支援であることから、相談者のプライバシー保護についても、相談窓口体制を重視するようにしていただきたいと思います。この点についてのご見解をお聞かせください。

○議長（木村良博君） 石岡健康福祉部長。

○健康福祉部長（石岡秀子君） お答えいたします。

本事業については、改正社会福祉法公布後2年以内の施行となる見込みであることから、遅くとも令和10年には実施、運用が開始されるものと見込んでおります。

相談者により契約範囲についても個人の要望に応じていかなければならないため、プライバシーにも考慮する必要がある、窓口体制には特段の注意が必要となります。

主な実施主体となる社会福祉協議会には、万全の態勢で窓口体制を運用していただけるよう要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田克子議員。

○14番（成田克子君） 2の観光事業について、ご答弁いただきました。四季折々の観光事業について列挙していただきました。ありがとうございます。

どの事業も県内各地より多くの観光客でにぎわい、混雑する中でも、事故もなく安全に開催され、改めて担当部局の部長をはじめ、職員の皆様のご労苦に対しまして、心より感謝申し上げる次第でございます。

それでは次の質問に移ります。（2）の再質問に入ります。女性の視点から四季の花の活用で観光客の誘致につなげたいと考えてございます。

桜が散り始め新緑の葉桜も趣がありますが、やっぱり美しい花を愛でる風習が根づいております。新聞紙上には県内各地の花便りが報道され、青森市のチューリップから始まり、横浜町の菜の花と続き、本市のニッコウキスゲは15番目の報道で再び観光客でにぎわい嬉しい悲鳴であります。湿原ではニッコウキスゲが終わりノハナショウブにバトンタッチしております。

春まつりの桜が終わり、ニッコウキスゲが咲くまでの間に花のリレーを中断することなく、ここで初夏の訪れを告げるハナミズキの花が咲き始め、その後ニッコウキスゲ、ノハナショウブの花が咲き誇り、つがる市の花のバトンリレーで花好きの観光客に楽しんでいただきたいと思いますと考えてございます。

ハナミズキの花の歴史は古く、遠い昔アメリカ合衆国ワシントン州に日本から桜の木が寄贈されて、その返礼品として、1951年に日本に渡ってこられた国際親善の歴史ある花の木でございます。白い花とピンク色がありますが、ピンク色は華やかで、活気にあふれ、観賞するだけで癒される美

しい花でございます。

道の駅、地球村スポーツパーク等の観光客の移動ルート周辺等にハナミズキの木を植樹することを提案させていただきます。

この点についてご見解をお伺いいたします。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） お答えいたします。

ハナミズキの植樹については、これまで地球村や平滝沼公園など市の関連施設においては、桜の木を中心に植樹が行われております。

成田議員のおっしゃるとおり、花のバトンリレーで本市の季節の流れを表現することで、本市の魅力向上につながると考えられますので、観光客等が訪れる施設を中心に、植樹できる場所、植樹後の管理について施設管理者と協議の上、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田克子議員。

○14番（成田克子君） ただいまは前向きなご答弁をいただき、ありがとうございました。

最後になります。今回、桜とハナミズキを交互に植樹するふさわしい場所を探し求めて市内2巡いたしました。ふさわしい場所は何か所もあり、フラット、道の駅の周辺も、観光客や市民の皆様感動していただけたらと思っております。

5月末の風の強い日に篠原霊園の駐車場で、おばあちゃんのお墓参りに弘前から来た方と遭遇いたしました。車のドアが閉められないほどの突風に大変驚いておりました。観光地ではありませんが、ご先祖様の祭られている霊園周辺の植樹は防風林にもなり、霊園の環境美化にもつながり、一石二鳥ではないでしょうか。

近い将来に植樹されますことに期待いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で成田克子議員の質問を終わります。

◇ 長 谷 川 榮 子 君

○議長（木村良博君） 第2席、8番、長谷川榮子議員の質問を許可します。

長谷川榮子議員。

〔8番 長谷川榮子君登壇〕

○8番（長谷川榮子君） 改めて皆様おはようございます。

議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

皆さん今朝は早起きしましたでしょ。そうですね。私はここ三、四日寝不足というか、テレビにかじりついております。ワールドカップサッカーの陰に隠れてちょっと片隅に置かれているような

感じですけども。サッカーと同じように、バレーボールのネーションズリーグが始まっています。

昨日は中国の開催国で、日本男子素晴らしい活躍をしております。4戦全勝、女子も素晴らしい活躍なんです。それがテレビですと、9時から生放送ですので、終わると12時ぐらいになるんです。バレーが大好きな私は絶対見逃すまい。応援しようという心意気でここ4日、寝るのが12時近いです。

特に今朝は、絶対にワールドカップサッカー。日本国民であつたら、誰もが、応援しているはず。特別力が入りました。世界の強豪国オランダ、日本はまだ1度も勝ったことがないそうです。日本選手は、最近、けがが多くて、有力選手が次々と脱退しておりますので、難しいなあ、勝てねんでねが、そういう思いでいっぱいでした。けども、開けてみたら引き分け、素晴らしい活躍でした。スポーツはいいですね。

私たち、つがる市は10月に国スポを控えています。バレーの競技会場になりますので、私は市民の皆さんと心を1つにして、バレーボールスポーツ選手の方々を、温かく迎えて応援してあげたい、そう思っております。

そう喜んでいるときにビッグニュースが入ってきました。

トランプアメリカ大統領がイランとの和平協議に、署名するそうです。19日が正式署名だそうですけれども。何はともあれ、ホルムズ海峡が無条件で開放されるということで、ああ、良かったなと思いました。この物価高、何でもありませんよね。

このアメリカのトランプ大統領に、もう日本中、世界中が影響を受けていると思います。

早く戦争何とかなんねえべが。そういう思いでいっぱいなのは私ばかりではないと思います。これをきっかけに、イランの戦争も終わって欲しい。そう思いますよね。

それはさておいて、スポーツは素晴らしいです。皆さんワールドカップサッカーもバレーボールも一緒に応援しましょう、そして国スポに、何とかこの思いをつないでいきたい、そういう思いでいっぱい、今ここに立っています。

それでは質問に入らせていただきます。今回2点ほど通告しております。

まず1点目は、今年の冬は大変な大雪で、いろんなことで影響を受けました。中でも第一次産業の農業に大きな影響がありました。

その1点目、豪雪による農業用施設の被害状況と、今後の対応について、何か行いましたでしょうか。

(1) は豪雪による農業用施設の被害状況をお知らせください。

(2) 被害に遭った農家への支援策や対応は取りましたでしょうか。お知らせいただきたいと思います。

そして通告の2点目ですけども、つがる地球村について伺います。

令和6年第2回、ちょうど2年前です。私は一般質問で、このつがる地球村について伺っており

ます。その後いろいろ答弁がありましたけれども、対応というか、何か動きがあったものでしょうか、お知らせいただきたいと思います。

そして（２）観光客向けの対策。私は常日頃、県内外から観光客を迎えるには、つがる市はこの地球村以外に適しているところはない。ここを、絶対に充実させるべきだということを訴えてまいりました。その観光客向けの対策ということについて何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

以上１回目の質問です。担当部長、よろしくお願いします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） おはようございます。長谷川榮子議員の質問にお答え申し上げます。

まず１つ目、豪雪による農業用施設の被害状況はどうなったかと。

この（１）番の豪雪の被害状況は、本市の農業用施設の中でも、まず特に農業用のパイプハウス、これが大きな被害を受けておりまして、農家74名の方が、被害に遭われたという状況でございます。

その内訳ですが、100％被害の全壊が61棟。70％被害の大破が55棟。50％被害の中破が7棟。30％被害の小破が4棟。この合計で127棟の被害となり、被害総額は9,586万5,000円となった次第であります。その他には鉄骨造りの倉庫がありますが、これが、70％被害の大破が7棟で7,084万4,000円になりました。農業用施設としては、被害総額は134棟で約1億6,670万9,000円となった次第であります。被害状況については以上でございます。

このような被害状況で農家に対する支援、あるいは対策はどういうことをしたのかというご質問でございます。

被害に遭われた農家への支援策としては、まず今冬の雪害を受けた農業用ハウス等を対象に修繕、再建に要する経費のうち、県補助金及び共済金を除いた自己負担相当額に対し4分の1以内で助成を行うということにいたしました。

また、再建せず撤去のみと、もうハウスをやらないと、もう農業をやらないという方については、ハウス面積1平米当たり145円を助成することにいたしました。

ただし、復旧撤去ともに1棟当たりの助成額は10万円を上限とするということにしております。

これに関する予算措置でございますが農業用ハウスと雪害撤去復旧支援事業費補助金として1,300万円を予算計上し、これは4月17日付けの専決処分としたものでございます。

また今回、県内においても農業用ハウス等の被害が多かったことから、県でもその修繕及び再建に要する費用の2分の1以内を補助する事業を実施することがもう既に決定しております。それに伴って被害に遭われた農家へは、事前にこの事業を利用するかしないか、その希望調査も実施しております。その結果43名の方が再建、修繕するとの回答をいただきました。

今後は、本議会において予算案が可決いただければ、県の事業分の予算が確定いたしますので、本市並びに県の事業について広報紙、あるいは、LINE等を活用して市民へ広く周知してまいります。

結論としては県の事業に賛同するという事で、県の補助の足りない分、県の予算も10割じゃないので、その足りない分に市の予算で補助するという事にしたものでございます。

私からはこの2点について以上の説明であります但他の質問については各担当部局より答弁させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） 私の方からは令和6年度第2回定例会での長谷川議員のご質問に対するその後の対応、状況についてお答えいたします。

1つ目のご質問のコテージの増設についてであります、ご質問以降にコテージ増設は行っておりません。

当時は第3セクターとして運営している、つがる地球村株式会社が経営改善化に向けて運営改善に取り組んでいたこと、そして、この中により検証していた利用客が徐々に回復してきた時期がありましたので、施設の利用状況を踏まえ、コテージの増設を検討するという事で答弁させていただいたところでございます。

コテージの利用状況ですが、令和7年度の利用者数は4,830人、その前の年の令和6年度については4,874人で、直近の利用状況はほぼ横ばいとなっております。

つがる地球村施設の利用者増加のためコテージの増設は有効的なものと考えられますが、現在あるコテージの7棟のうち5棟は建設から30年が経過しており、リニューアル等も含めた施設設備のサービスの向上につながる効果的な方策を見出し、検討してまいります。

2つ目のご質問のペット同伴による宿泊利用についてですが、施設を運営する、つがる地球村株式会社に確認したところ、ペット同伴を受け入れた場合の衛生面での対応では、寝具等の入れ替えや清掃、食事会場の一般客との隔離などが必要となり、今現在の運営体制では対応が難しいとのことでございましたので、ペット同伴による宿泊対応は今現在も行われておりません。

直接の受け入れとは別に、今現在行われている対応ですが、ペット同伴を希望するお客様については、オートキャンプ場での利用を勧めているところであります。

ペットを飼われている方が多くおられる現在、少しでもご希望に応えられるよう、同様の施設でペット同伴の受け入れ状況を確認、参考にして検討してまいりたいと思います。

3つ目のご質問でした、冬季間の観光についてですか、冬のイベントとして2月初旬に開催しておりました、スノーフェスタ in つがる地球村は、令和7年度から開催を見送っております。理由といたしましては、会場や駐車場の除雪、氷の滑り台などの準備に数日を要し、それに従事できる人員、開催当日催し物に従事する人員も十分に配属できる人員の確保が難しくなったことが主な理

由となっております。

今後は、冬の環境を生かしたイルミネーションを設置するなど、冬の観光客誘致に努めたいと考えております。

次に（２）の観光客向けの対策についてお答えいたします。

本市が誇る、つがる地球村はコテージやオートキャンプ場、スポーツパーク、そして大型遊具や温泉など、多彩な魅力を備えた観光交流施設でございます。この施設のさらなる観光客の増加を目指すための対策として、施設の特徴や魅力、さらには季節のイベント情報、宿泊プランなどを広くインターネットや観光機関を通じて情報発信し、県内外の観光客誘致を図ってまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○８番（長谷川榮子君） 豪雪の対策。私たち総務経済建設常任委員会が被害状況の視察に歩きました。あまりの被害の大きさに啞然としました。

でも、他市町村がまだ全然手をかけていなかったその時期につがる市では、この第一次産業の農業、農家の人のご苦労を少しでも和らげたいということで、市長をはじめ、早速対策に乗り出してくださったことにまず感謝申し上げます。調べてみましたら、このパイプハウスの被害、つがる市が一番、多かったんですね。幸いなことに県でも助成してくださるということでございますけれども、ここに数字も出てきましたが、被害に遭われた方が、70何名でしょうか。今後、再建するか、パイプハウスでまた農業を続けるかどうか、そういうこともお調べになったそうですけれども。

その結果、43名の方が再建修繕するそうです。ということは、あと残り30数名は、もうパイプハウスでの農業の継続というか、もうやめるんだ、そういう方も多いのが出てきたわけですね。これをどういうふうに捉えたらいいんでしょうか。後継者不足なのか。高齢で、もう農業をやめようという人がこういう形で出てきたのか。

これ大変大事なことだと思いますけれど、やめるというそういう人は市長、この数字からいったら、市長はどういうふうに捉えていますか。これから先のつがる市の農業の姿、私はこの数字から学ぶものがあるはずだと思っているんです。

何かお考えがありますか。

○議長（木村良博君） 倉光市長。

○市長（倉光弘昭君） 今回のアンケートではっきりしたことがございます。

偶然、偶然と言ってはなんですが今までずっと使ってきた古いハウスが倒壊したと。だから、このハウスについては、再建しなくても、多分それ1個だけのハウスじゃない方もいるので、これを再建しなくても別なハウスで育苗はできるという方もいらっしゃるはずでした。

その他にこれを機会に、農業をやめると。育苗をしないということは、いわゆる今までのやり方の水田はやらないと、稲作をやらないと言う方が、何名と、そういう43名の内訳は取っていません。

なぜやめるか理由聞いてないのですが、数はですね、やはり今の時代を、世相を映しているパーセンテージにやっぱりなっているんだと。小規模農家は、やはりそういうふうにやめていくんだろうと思っていますが、その分、大規模農家が全部引き受けられるかといえば、今この時代は大規模農家も今手一杯でなかなかその人達全員の分を引き受けることはできないということになりますので、じゃどうするんだということになるんですが、そこは育苗ハウスを使わない水田稲作のやり方を今研究会を発足させてますので、それに間に合う人はやってくれればいいし、完全にやめる人は新たに作り手を探していただくと。

その方策については、市は、なかなかその各農業者の経営状況を全て把握しながら、どの、どういう農業者であれ、全部続けてくれとはなかなか言い難いので、今これからそれでもまだ作り続けるという農業者に対しては、市は、真剣に考えていきたいと。

今までも様々な事態が生じれば、真剣に農業者の立場に立って応えてきたつもりですが、今まで以上にしっかりと農家の立場に立った行政からの政策を考えていきたいと。それは私に限らず、職員の考え方も当然これから必要になってきますので全庁一丸となって取り組んでまいりたいと思っていますところであります。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） ありがとうございます。

このパイプハウスの被害が出たときに、私はいち早くハウスの所有者のところに行って、市でも何とか助けてくれそうだから、ちゃんと写真を撮っておきなさい。それを言って歩きました。

やめる人の理由もある程度聞いて、やっぱり高齢者、そして後継者不足、そこにたどり着くような感じで、10年先のつがる市の農業の姿、これを考えるとちょっと暗い気分になります。

でも、最近ちょっと明るいニュースもありまして、私の周りはメロン農家が多いんです。ほとんどハウスで、苗を育ててメロンを作っております。その特産のメロンがアムさんメロン、ご祝儀相場ですけれども、2玉で50万円。びっくりの高値がつけました。

そしたら2、3日前に館岡地区の屏風山スイカ、これもハウスで栽培してるものだそうですけれども、これもすごい値段がつけましたよね。今、羅皇という品種が大流行りなんですけれども、赤いスイカばかりじゃなくて、黄色いスイカこれ最近この辺では多く作られるようになりましたが、これにも大変な高値がつけました。

私は次の朝、すぐ隣のメロン農家のところに行ってやめるな、やめるな。メロン、今から稼ぎ時だはんで、考えねばまねな。そういうひとコマがありまして、明るいニュースでメロン農家の人が、まだ収穫が始まってませんので、希望を持って働いて欲しいな、そう思ったところです。

とにかく、被害に遭った農家の人たちにいち早く手を差し伸べてくださいました。市長はじめ担当部署ご苦労をかけましたけれども、ありがとうございます。最後までしっかりと、できれば早めに補助金というか、申請されました人に、お金を渡していただければと思うものです。よろしく

お願いします。

次、地球村なんですけれども。

2年前に地球村、質問したときに、第3セクターで今、県との絡みがあるというふうに答弁いただいたのを思い出しています。その時に私は、黒字か赤字かと聞いたはずです。

それ、部長黒字ですか。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） お答えいたします。

地球村の経営状況につきましては、令和4年度より5、6年度と3か年黒字が続いております。

しかしながら、昨年度決算額では経常利益は黒字であったものの、突発的な事象が生じ、特別損失として計上したため損失が出ております。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） ここはとても人気で温泉がリニューアルしたことによって、ますます評判が評判を呼んで、いつ行っても、温泉お客さんいっぱい、絶対黒字だと思って喜んでました。

黒字で儲けたら新しいものに投資するべきじゃないか、そういうことで、コテージの増設とか、それから犬や猫と一緒に泊まれるような、そういう宿泊施設もいいなというふうにお願いしましたけれども、理由を教えてくださいましたのでわかりました。ありがとうございました。

そこで今回改めて、地球村を取り上げた理由があるんです。

テレビを見てましたら、台湾と韓国に飛行機の直行便が飛んでいることも幸いしていると思います。青森県を訪れる観光客、インバウンドですね、その中で圧倒的に多いのが台湾人だそうです。

台湾の方々にアンケートを取りましたら、何で青森県を選んでくださっているのか。お答えは、リンゴがおいしい。津軽の風景を見たい。これが一番だそうです。2番目が、雪が見たい。3番目、4番目、桜の時期もいいなという答えもあるそうですけれども、何と有名な、例えば東京、京都は人間が多すぎて行きたくない。青森は人が少なくて静かで自然にあふれている。だから青森を選ぶ。こういう、結果なんだそうです。

私はその結果を聞いて、これは私たちのつがる市のことを言ってるんだ。今がチャンスだ。

冬の観光、今までは課題がありましたけれども、冬にお客さんがおいでになってくださったならば、絶対青森県の観光地は潤うはずである。人の少ないところ、自然のあふれている地が、それが私たちのつがるのことを言ってるんじゃないでしょうか。今がチャンス、そういうふうに捉えてました。

もし、この地球村に投資するというか、そしたら、こういう案もあります。

青森県で一番高い宿泊料をいただいている温泉地は、南津軽郡大鰐の以前、ホテル錦水だったんです。

今、星野リゾートが運営してまして1泊最低でも5万から、普通10万ぐらいの宿泊だそうです。

今、外国からおいでになる富裕層の方は、普通の料金は満足しないそうです。名古屋で一泊100万のホテルがオープンして、大変評判を呼んでいます。100万と言わなくても、一泊30万50万ぐらいでも外国からおいでになる富裕層の方は、おいでになる、そういうデータがあるんだそうです。

どうでしょうか。今すぐには、なかなか取り組むというわけにはいかないと思いますけれども、こういうのも頭の隅っこの方に置いていただいて、そこをさらに、インバウンド、外国の方々を迎え入れるには、必要なのではないのでしょうか。今の世の中、私はそういうふうに考えるものですが、どうでしょうか。お答えがすぐには返ってこないと思います。

それと成功するのに、外国人に対応する対策というか、そういうのが必要だと思いますが、担当部長その辺はお考えがありますか、お聞かせください。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） お答えいたします。

長谷川議員のおっしゃるとおり、冬、雪の降らない地域に暮らす海外の方にとっては、雪のある環境は大変興味を持っていただけるのではないかと考えます。

近年は雪景色や温泉、スキーなどの冬ならではの楽しみを求めて訪日する外国人観光客が急増しております。本市においてもこの雪を求める外国人観光客をより多く呼び込むことで、地域経済活性化の一助となるものと考えます。

しかしながら、海外からの誘客となれば本市だけでは難しいことから、観光誘客に関する施策推進について情報収集を行い、県、観光関係団体と連携を密にし、どのような形で誘客ができるか方策を模索したいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） いろいろ様々な考えがありますので、みんなで知恵を出し合っていきたいなと思っているものです。

特に外国人をお迎えする、成功するにあたっては、私は窓口になる、そういう方々が、語学が達者でなければいけない。私のように、津軽弁だけしゃべってたんでは通用しないと思います。英語はもちろんのこと、せめて、韓国語、中国語、そのくらいを話せるような、そういう方を優秀な職員さん、大勢いらっしゃいます。そういう方にぜひ窓口になっていただければなというふうに私は考えるものですが、その辺市長どうでしょうか。

○議長（木村良博君） 倉光市長。

○市長（倉光弘昭君） インバウンドを受入れるためには、サービスの内容、それからスタッフ、この2つとあとは、どういうツアーのパッケージをするか、この3点が一番重要だと思っています。

今、担当部長は検討するというふうに答弁いたしましたけど、やる気があれば、人を揃えればや

れるんだと思っています。

このインバウンドの特に台湾の人の雪に対する興味はすごく重要で、雪はもう捨てるほどあるんですから、もうここに来るだけ、泊まるだけ、あと吹雪を見せればいいと。あと、雪の高山稲荷神社を見せればいい、スキー場に連れて行けばいい、そんな金はいらないので、あとはどういうツアーパッケージをどの旅行会社と提携するか。その泊まっていただくためには、高い方がいいので、当然議員おっしゃるとおり、安ければ馬鹿にされるので、それ相応の値段の、宿泊料金を設定するためのサービス内容をどうするか。それから、語学に対応できるスタッフをどうするかと。この3点さえ考えれば何も難しくない。掃いて捨てるほどある雪を見せるだけでいいんですから、頑張っていきたいと。

議員のおっしゃるとおりこの千載一遇のチャンスを、地球村のみならず、他にも宿泊施設がありますから、稲垣にもある柏にもあると。それから今、新しく誘致しようとしている宿泊もありますから、全ての宿泊事業が成功できるような、そういうやはり研究しないといけないと思うんで、ここはしっかり研究させますので、もう少々お待ちいただければと思います。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） ありがとうございます。

今日しゃべって良かったと思っています。何か展望が開けるといとか、希望が持てそうな、そんな感じでございますので、大いに期待をします。そして、もし何かの形で動くようなことがあれば、自分たちでできることがあれば、全力でサポートしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（木村良博君） 以上で長谷川榮子議員の質問を終わります。

ここで休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（木村良博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 平 田 浩 介 君

○議長（木村良博君） 第3席、1番、平田浩介議員の質問を許可します。

平田浩介議員。

〔1番 平田浩介君登壇〕

○1番（平田浩介君） 第3席を賜りました五和会の平田浩介でございます。今回もよろしくお願いいたします。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

今回はつがる市の熊対策について質問いたします。近年全国各地で熊の出没が相次ぎ人身被害も発生しております。本市においても、昨年度から目撃情報が報告されており、市民の皆様、子供や高齢者の方々から不安の声を聞いたりしております。

先日も木造、丸山地区で体長1メートルほどの熊らしき動物が目撃されたという情報が入りました。熊との遭遇は市民の生命と、安全に直結する問題であり、迅速な情報提供や被害防止対策、関係機関との連携強化が重要だと思っております。市民の皆様が安心して暮らせる地域づくりは行政の最も重要な責務だと思っております。

熊の出没が常態化しつつある今、これまでの対応に加え、より実効性のある対策が求められております。そこで、本市における熊対策の実状と今後の対策について質問をさせていただきます。

1点目、情報伝達についてです。熊が出没した際の情報伝達方法について教えていただきたいと思います。

2点目、児童生徒や学校関係に対する対策についてです。熊は草が茂った場所、川沿い、果実などがある農地などによく出没していると聞いております。そこで、小中学校通学路にはそのような場所がないか。危険な場所はないか、通学路の点検確認はしっかり行っているのか教えていただきたいと思います。

3点目、捕獲体制についてです。猟友会との連携はしっかりなされていると思いますが、近年猟友会の高齢化や担い手不足が聞かれております。その要因は様々あると思いますが、1つ挙げるとすれば、費用負担が大きいというところがあるのではないかなと思っております。特に猟銃免許取得には初年度で20万から30万、それ以上かかるとも聞いております。そこで、猟銃免許新規取得の補助などを行って会員増加につなげてみてはいかがでしょうかということで、そのような支援策はできるかどうか、お聞きしたいと思います。

4点目、観光や農業への対策についてです。まずは農業についてですが、熊による農作物の被害があったかどうか教えていただきたいと思います。また、被害があった場合はどのような支援策を考えているのか教えていただきたいと思います。

5点目、AIやICTの活用についてです。近年、AIやICTを使った熊対策が広まってきておりますが、本市における、AIやICT技術を使った熊対策はどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） 私から（1）情報伝達について、市民への情報伝達はどのように行うかについてお答えいたします。

本市は県内の山間地域を有する自治体と比較すると、熊の生息や出没が多い地域ではありません。

しかしながら、近年は市内においても熊の目撃情報が確認されており、特に森田地区や木造地区周辺での目撃事例が報告されております。また、令和7年6月には田小屋野貝塚付近において熊が目撃され、遺跡見学を一時制限する対応も行われております。

熊の出没情報につきましては、市民の安全確保を最優先に、迅速かつ正確な情報伝達が重要であると認識しております。市では熊の目撃情報や出没情報を把握した場合、防災行政無線や市ホームページ、公式LINE等を活用し、市民への注意喚起を行うこととしております。また、青森県が運用しております、くまログあおもりにつきましても、市民への周知を図りながら、県、警察、関係機関との情報共有に努めてまいります。

今後も関係機関と連携を強化し、迅速な情報発言に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 小田桐教育部長。

○教育部長（小田桐勇人君） 私の方からは（2）の児童生徒や学校関係に対する対策についてということで、小中学校の通学路の点検ということについてお答えいたします。

県内においても熊の出没が市街地まで拡大しており、本市におきましても児童生徒が安心して通学できる安全確保は重要な課題であると認識してございます。通学路の安全点検につきましては、各小中学校、PTA、警察、道路管理者など関係機関が連携しながら取り組んでおりますが、今後は熊の出没に対応した通学路の点検も必要であると考えております。

具体的には通学路周辺における見通しの悪い茂みや耕作放棄地の状況、柿や栗、リンゴなどの誘引物の有無などについて、学校単位だけではなく、経済部局とともに情報を共有しながら、実効性のある点検を進めていく必要があると思っております。

以上であります。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） （3）捕獲体制についての狩猟免許を取得等新規参入への支援策はあるのかについてお答えします。

有害鳥獣対策や緊急時の対応につきましては、猟友会をはじめとする捕獲従事者の協力が不可欠であると認識しております。

一方で、全国的に狩猟者の高齢化や担い手不足が課題となっており、本市におきましても同様の状況にあるものと認識しております。狩猟免許の取得に当たりましては、講習会の受講や試験、狩猟登録、銃猟の場合は、銃砲所持許可の取得など、一定の時間や費用を要することから、新たな担い手の確保が課題の1つとなっております。

現在、本市において狩猟免許取得に対する独自の補助制度を設けておりませんが、青森県や関係団体が実施する担い手育成の取り組みについて情報収集を行いたいと考えております。今後も有害

鳥獣対策を継続していくためには、捕獲従事者の確保、育成が重要であることから、猟友会や関係機関の意見を伺いながら、必要な支援策について検討してまいりたいと考えております。

次に、観光や農業への対策についての農作物の被害状況についてお答えいたします。

熊による農作物の被害はございます。しかしながら、熊による農作物被害につきましては、被害額は現在のところ把握しておりません。

一方で、市では箱わなの貸出しを行っている市民延べ120名を対象にアンケート調査を実施し、獣類による農作物被害の把握に努めております。令和7年度の調査結果では、農業者からの申告ベースで約491万円の被害が報告されています。被害を与えている主な獣類はアライグマ、ハクビシン、タヌキ及びアナグマであり、作物別ではスイカ、トウモロコシ、メロンの順に被害額が大きくなっております。

また、被害農家への支援につきましては、現在のところ雪害を受けた農業施設の復旧支援のような農作物被害に対する市独自の補助制度は設けておりません。市といたしましては、被害発生後の補填よりも、箱わなの貸出しや有害鳥獣捕獲の実施など、被害の未然防止を重視し、被害軽減に取り組んでいるところであります。

また、鳥獣害に関しては、リンゴは果樹共済、メロン、スイカ等については収入保険に加入しておりますと、該当になることもあることから、農家への加入を促しております。

今後も被害状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら、効果的な被害防止対策を進めてまいります。

続きまして（5）A I や I C T を活用した熊対策についてお答えいたします。

近年、A I や I C T を活用した鳥獣対策の技術開発が進められており熊の出没を自動検知するA I カメラや各種センサー、スマートフォンを活用した情報共有システムなどが導入されております。本県におきましても、県が運用するくまログあおもりにより、県民が熊の目撃情報を投稿し、リアルタイムで情報共有できる仕組みが整備されております。本市といたしましても、こうした先進技術の活用事例を注視しながら、本市の実情や費用対効果を踏まえ、情報収集及び検討を進めてまいりたいと考えております。

今後も関係機関と連携しながら、効果的な熊対策の構築に努めてまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、情報伝達についての2回目の質問をさせていただきます。

答弁では、防災行政無線や市ホームページ、公式L I N E 等活用して市民への注意喚起を行っているということでございましたが、公式L I N E での情報発信は確かに時間に関係なく配信されるので、大変便利で情報が迅速に伝わると思っております。ただ、L I N E を登録されている方も徐

々に進んでいるかと思いますが、LINEをやっていない方もまだ多くいらっしゃるのかなと思って
おります。

また、防災行政無線での発信も行っているということでございましたが、天候等により聞こえづ
らいという意見も聞いたことがあります。そのような方々には今後どのような対応をしていくのか、
また、観光客の方や外国人観光客の方にはどのように周知していくのか。その辺を教えていただき
たいと思います。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） お答えいたします。

熊の出没情報の収集につきましては、防災行政無線やホームページ、防災メール等を活用してお
りますが、議員ご指摘のとおり、高齢者の中にはスマートフォンやSNSを利用していない方もお
り、防災行政無線についても、気象状況等により聞きづらい場合があるものと認識しております。
このため、市といたしましては、防災行政無線に加え、町内会や関係団体との連携による情報伝達
など、多様な手段による周知に努めてまいりたいと考えております。

また、観光客や外国人観光客への対応につきましては、熊の出没が確認された場合には、観光施
設や関係団体と情報共有を図り、必要に応じて現地での注意喚起や立ち入り自粛の呼びかけを行う
こととしております。多言語による情報発信につきましては、今後、観光担当部署や関係機関と連
携しながら、外国人観光客にも、わかりやすい周知方法について検討してまいりたいと考えており
ます。

今後も市民や来訪者の安全確保を最優先に、より効果的な情報伝達体制の構築に努めてまいりま
す。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

部長がおっしゃるとおり、情報発信は重要なところでございます。迅速な情報発信は事故防止、
そして人命を守ることに、大いにつながっていくと思いますので、今後とも確実に迅速に情報発信
の方よろしく願いいたしたいと思います。

答弁は結構でございます。

続いて、児童生徒や学校関係に対する対策についての2回目の質問をさせていただきます。

ぜひ通学路の点検、また警察やPTA、地域の方をお願いをして見回りパトロールの回数を増や
していただくなど、通学路の安全確保に努めていただきたいと思います。と考えております。

2回目の質問であります。熊が学校敷地内に進入した際、学校では熊対策のマニュアルは策定
しているのか、教えていただきたいと思います。

また、熊出没時における避難訓練等は実施されているのか、または予定されているのか教えてい

ただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 小田桐教育部長。

○教育部長（小田桐勇人君） 熊対策マニュアルについてお答えいたします。

教育委員会では熊対策マニュアルは策定しておりませんが、管内の小学校におきましては4校、中学校におきましては1校、合計5校で独自のマニュアルを作成してございます。

これまでも熊の目撃情報があった際は、その都度、教育委員会から各校に指示を出してございまして、これらの指示のもと、学校から保護者にメール等で熊の対応について周知を図っているところでございます。なおですね、現在、教育委員会としての熊の出没の対応チェック表をはじめとする対応マニュアルについてもですね、整備を検討しております。また、マニュアルを未策定の各学校に対しましても、策定をお願いしているところでございます。

続いて避難訓練等についてお答えいたします。

現在、避難訓練は実施してございませんけれども、学校によっては、外部の講師をお招きし、熊の習性や出没の際の対応の仕方について子供が学ぶ機会を設けたりしてございます。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

熊対策のマニュアルですが、ぜひ全校共通で作成していただき、情報共有して子供たちの、安心安全に努めていただきたいと思います。

避難訓練に関しても、子供たちが校内にいるときはまだいいとして、外で活動している、遊んでいるときに熊が出没した際、どのような避難経路、また対応すればいいのか、どうしたらいいのかということで、しっかりと教職間で、話し合い、また訓練していただければ、より安全確保につながっていくと思いますので、ぜひ今後とも対策の方お願いいたします。

では、3回目の質問になるんですが、登校時の対応はどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 小田桐教育部長。

○教育部長（小田桐勇人君） お答えいたします。

登下校時の対応につきましては、教育委員会が各学校へ指示する項目の中にもありますが、児童生徒の安全な登下校のため、学校までの送迎やスクールバス停への送迎については、保護者の協力を基本としてございます。

学校周辺に出没した際には、集団下校は実施せず、学校での保護者引き渡しによる下校対応をとってございます。

また、昨年度森田中学校付近に出没した際は、徒歩通学の生徒もスクールバスに同乗させるなど、柔軟かつ臨機応変な対応をしてございます。

今後でもですね、目撃情報があった際には、関係部局と緊密な連携を図り、一刻も早い情報共有と安全確保に、万全を期してまいりますので、ご理解ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

登下校時に関しましては、登校下校している途中に目撃情報が入るかもしれないということで、昨年度もお答えをさせていただいていたところではございますが、子供たちの登下校時の注意喚起の方もしっかりとこのように行っていただき、迅速な対応をお願いしたいと思います。

また、子供たち自身にもしっかりとそういうときはどうやって動くのか、どうやって身を守るのか、しっかりそこを先生方の学校の方でも、ご指導していただければより安全に、対応できるのかなと思いますので、ぜひご指導の方もよろしくお願い申し上げます。

答弁は結構です。ありがとうございます。

それでは捕獲体制についての2回目の質問をさせていただきます。支援策については、ぜひご検討していただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

2回目の質問ですが、青森県内において熊の出没件数が増加している中、県では狩猟免許を持つ公務員、鳥獣被害専門員ガバメントハンターとして、すぐに採用したという報道がありました。つがる市においても、まだ出没件数があまりない状態ではありますが、今後のことを考えて準備していくべきことなのかなと思っておりますが、本市においての予定はあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） お答えいたします。

ガバメントハンターにつきましては、自治体が専門的な捕獲人材を直接雇用し、有害鳥獣対策のみに従事させるものであり、県や一部自治体において、導入されている事例があることを承知しております。本市におきましては現在、猟友会の協力を得ながら有害鳥獣対策を実施しており、また、本年5月には緊急銃猟対応マニュアルを策定し、関係機関との連携体制を整備したところであります。このため、現時点においてガバメントハンターを設置する予定はございません。

今後につきましても、まずは現在の捕獲体制の維持、強化に努めるとともに、他自治体の取り組み状況や有害鳥獣被害の発生状況などを注視しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） はい。ありがとうございます。

緊急銃猟対応マニュアルを策定し、関係機関との連携体制を整備していくということでありまし

たが、確かにまだガバメントハンター設置に早いかもしれませんが、今は出沒件数が少なく、目撃情報もあまりない状態ではありますが、いつ何どき山手とか関係なくですね、市街地に出沒したりしている事例もありますので、関係機関との連携はしっかりと今後も行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

答弁は結構です。ありがとうございます。

続いて、観光や農業への対策についての2回目の質問になります。

先ほどの答弁で熊からの被害は報告されていないということでございましたが、他の獣類からは被害が出ているということで、保険加入促進だけではなく、ぜひ、市独自の補助や支援もご検討していただきますようお願い申し上げます。

質問ですが、観光施設周辺の安全対策はしっかりとされておるのか、お聞きします。

近年、熊対策のグッズが多く販売しております。そのグッズをですね活用して、観光施設にこの熊スプレーや音響装置、熊が嫌がる臭い発生装置等を設置しているのか、または設置する予定はあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） お答えいたします。

観光施設周辺の安全対策につきましては、現在、熊出沒時の注意喚起看板の設置や情報提供を基本として対応しております。

議員のご質問の忌避スプレー、音響装置、臭い発生装置などの対策につきましては、一部忌避スプレーを設置しているところもありますが、その他につきましては、現時点においては、市として導入しておりません。理由として、熊の出沒状況や周辺環境は地域によって異なることから、まずは出沒情報の迅速な把握と周知、必要に応じた立ち入り注意や利用者への注意喚起を行うことが重要であると考えております。

また、高山稲荷神社やベンセ湿原をはじめとした自然が豊かな観光地につきましては、施設管理者や観光関係者と情報共有を図りながら、安全確保に努めてまいります。今後も出沒状況や他自治体の取り組み事例を参考にしながら、効果的な安全対策について検討してまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

ぜひ熊対策のグッズを準備してもらい、観光施設内での安全確保にも努めていただきたいと思います。

ちなみに熊スプレーに関しましては、噴出するまでの準備が素早く行われないと間に合わないということもありますので、また風向き等にも気をつけて行わないと、自分にかかったりとか、いろいろ訓練していかないといけないところもあるみたいなので、ぜひ練習等やって、何か経験を積

んでいただきたいなと思います。練習用のスプレーとかも販売されているようでございますので、訓練等に実際に行ってみて、安全対策にしっかりとつなげていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁は結構です。

続いて、A I や I C T の活用についての2回目の質問をいたします。

先ほど答弁にもあったとおり、A I カメラや各種センサー、スマートフォンを活用した情報共有システムなど、多く出てきておりますが、ぜひ活用して安全対策強化につなげていただきたいと思いますと思っております。

これは提案の方になると思いますが、熊目撃情報のマップの可視化や、県で行っております、くまログあおもりのように、目撃情報投稿システムを市公式L I N E に導入してみてもどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） お答えいたします。

A I や I C T を活用した熊対策につきましては、迅速な情報収集と情報共有が重要であると認識しております。議員ご提案の熊目撃情報の投稿システムにつきましては、本市の公式L I N E の機能を活用し、市民の皆様から熊をはじめとする、有害鳥獣の目撃情報等を通報いただける体制を整えております。

また、熊の目撃情報や居座り等が確認された場合には、防災行政無線、市ホームページ及び公式L I N E を通じて注意喚起を行っております。特に公式L I N E では、文字情報だけでなく位置情報を示したマップも併せて配信しており、市民の皆様が発生場所を視覚的に把握できるよう対応しております。

まずは現在運用している防災行政無線、市ホームページ及び公式L I N E を活用しながら、迅速かつわかりやすい情報提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

様々、既にやられているということでわかりました。ただ、先ほども申したとおり、公式L I N E を登録されていない方もまだいらっしゃると思いますので、公式L I N E 登録促進もぜひ頑張っていただきたいと思っております。

また、3回目の質問になりますが、近年、ドローンを活用した管理体制も行っている自治体もあるということで聞いたことあるんですが、ドローンを活用した監視体制は本市として行っているのか、またドローンを扱える職員はどのくらいいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 葛西総務部長。

○総務部長（葛西正美君） 平田議員のご質問にお答えします。

最初に熊の出没時のドローンを活用した管理体制についてお答えします。ドローンを使用するケースといたしましては、住家に近い場所において熊の目撃情報等が寄せられ、熊の所在を確認する際に、草木が生い茂り、見通しが悪く、目視による確認が困難かつ、危険であると判断される場合には、ドローンを活用し上の方から確認を行うこととしております。

昨年度はドローンを活用した熊の所在確認を1件実施しております。

今後も実情に応じ熊の所在確認や行動の管理監視にドローンを活用してまいりたいと思います。

続きまして、ドローンを扱える職員はいるのかとのご質問ですが、本市ではドローン隊を結成しております。隊員数は現在10名となっており、内訳として、市職員6人、消防署員4人となっております。全員免許を取得しております。ドローン登録台数は4台となっており、今年度より月2回飛行訓練を行っており、技術の向上に努めているところでございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

ドローンを活用した監視管理は広範囲に監視できるものであるので、かなり有効なものだと思っております。ただドローンも機械ですので、そのうちいろいろ更新する時期が来るのではないかなと思っております。技術も日々進歩しておりますが、熊の活動範囲が広がる可能性もあることから、熊の監視、市民の皆様への安全確保に役立つ機能を持った機械への更新についても、財政事情を考慮しながら、今後とも行っていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今も述べたとおり、つがる市全体を範囲にドローン監視するといっても、広い土地なので、まだまだ台数や職員数が不足しているかと思っております。

あと、熊は冬眠するものだと思っておりましたが、冬眠せず冬も活動している熊も全国にはいるということで、話を聞いております。津軽の冬は寒いもので、もしかしたら熊は冬眠しているのかもしれませんが、今後は冬の監視についても対策を考えていかなければならないのかなと思っております。

天候や環境が変わり、昔の常識が常識でなくなっている現代であります。これからいろいろな対策を模索して、市民の皆様が安心安全に暮らせるように、様々な対策を早め早めに、準備していただきたいなと強く思っております。今後ともご対応のほうよろしくお願い申し上げます。

答弁は結構でございます。

以上で全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（木村良博君） 以上で平田浩介議員の質問を終わります。

本日の一般質問はここまでとします。

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 明日は午前10時に会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前 1 1 時 4 8 分）

第 3 号

令和 8 年 6 月 1 6 日（火曜日）

令和 8 年第 2 回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）午前 10 時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

報告第 2 号 令和 7 年度つがる市繰越明許費繰越計算書

報告第 3 号 令和 7 年度つがる市下水道事業会計予算繰越計算書

報告第 4 号 専決処分した事項の報告の件

（専決第 15 号 和解及び損害賠償の額の決定の件）

報告第 5 号 専決処分した事項の報告の件

（専決第 17 号 和解及び損害賠償の額の決定の件）

議案第 38 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和 7 年度つがる市一般会計補正予算（第 13 号））

議案第 39 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和 7 年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号））

議案第 40 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和 7 年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号））

議案第 41 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和 7 年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第 6 号））

議案第 42 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和 7 年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第 7 号））

議案第 43 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和 8 年度つがる市一般会計補正予算（第 1 号））

議案第 44 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和 8 年度つがる市一般会計補正予算（第 2 号））

議案第 45 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市税条例の一部を改正する条例）

議案第 46 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

- 議案第47号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(つがる市手数料条例の一部を改正する条例)
- 議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(つがる市介護保険条例の一部を改正する条例)
- 議案第50号 令和8年度つがる市一般会計補正予算(第3号)案
- 議案第51号 令和8年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第52号 令和8年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第53号 令和8年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第54号 令和8年度つがる市下水道事業会計補正予算(第1号)案
- 議案第55号 つがる市職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第56号 つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第57号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第58号 つがる市中心商店街駐車場条例案
- 議案第59号 つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第60号 つがる市木造福祉交流センター「花しょうぶの館」条例等の一部を改正する条例案
- 議案第61号 つがる市車力ウェルネスセンター条例の一部を改正する条例案
- 議案第62号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市車力ウェルネスセンター)
- 議案第63号 財産の取得の件(高規格救急自動車)
- 議案第64号 財産の取得の件(高規格救急自動車積載資器材)
- 議案第65号 財産の取得の件(油圧ショベル)

日程第3 予算特別委員会の設置

日程第4 議案等委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	平 田 浩 介	２番	三 橋 あさみ	３番	山 内 勝
４番	秋田谷 建 幸	５番	齊 藤 渡	６番	田 中 透
８番	長谷川 榮 子	９番	成 田 博	１０番	木 村 良 博
１１番	佐 藤 孝 志	１２番	野 呂 司	１３番	天 坂 昭 市
１４番	成 田 克 子	１５番	佐々木 慶 和	１６番	平 川 豊
１７番	山 本 清 秋	１８番	高 橋 作 藏		

欠席議員（１名）

７番 佐々木 敬 藏

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	葛 西 正 美
財 政 部 長	葛 西 明 仁
民 生 部 長	川 越 七 重
健康福祉部長	石 岡 秀 子
経 済 部 長	佐々木 雅 規
建 設 部 長	高 橋 隆 治
会 計 管 理 者	木 津 裕 人
教 育 部 長	小田桐 勇 人
消 防 長	工 藤 康 人
選挙管理委員会事務局長	中 田 良 子
農業委員会事務局長	中 野 拓 哉
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	平 山 栄 治
財 政 課 長	山 本 将 司
市 民 課 長	外 崎 学
福 祉 課 長	宮 崎 喜 樹
農林水産課長	福 井 亨
土 木 課 長	秋田谷 有 正
教育総務課長	工 藤 正 輝
警 防 課 長	長 内 克 孝

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	野 呂 雅 人
議事総務課長	工 藤 隆 子
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日、佐々木敬蔵議員より欠席の届出がありましたので、報告します。

本日の議事日程は、タブレットに配信のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（木村良博君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 三 橋 あ さ み 君

○議長（木村良博君） 第4席、2番、三橋あさみ議員の質問を許可します。

三橋あさみ議員。

〔2番 三橋あさみ君登壇〕

○2番（三橋あさみ君） 改めまして皆様おはようございます。第4席を賜りました三橋あさみでございます。

早速でございますが、通告に従い、質問に入らせていただきます。

初めに通告の1番、がん患者への支援について。（1）番、AYA世代がん患者の在宅療養支援について伺います。

AYA世代とは、15歳から39歳頃までの思春期、若年成人世代で進学、就職、結婚、出産、子育てなど、人生の大きな転機を迎える世代でございます。がんと診断されれば、誰もが治療への不安や将来への悩みを抱えますが、AYA世代は治療と学業や仕事、結婚や子育てなど同時に抱えることから、身体的、精神的負担に加え、生活面においても多くの課題を抱えます。

また、ご本人だけでなく、ご家族も大きな不安を抱えることとなります。現在40歳以上の方は、がんなど特定疾病に該当する場合、介護保険制度により在宅療養に必要な介護サービスや福祉用具の利用が可能です。一方で、小児がん患者については、小児慢性特定疾病医療費助成制度などにより支援を受けることができます。

しかし、そのほごまにあるAYA世代のがん患者は介護保険制度の対象とはならず、在宅療養に必要な介護サービスや福祉用具利用への支援が十分とは言えない状況にあります。

例えばでございますが、40歳の方でがんの終末期などで在宅療養となれば、介護保険を利用して介護ベッドや福祉用具の利用など支援を受けることができます。一方で、39歳で同じ状況になった場合、原則として自己負担となります。治療に加え、在宅療養の費用も重なり、経済的負担は決し

て小さくはありません。特にがん終末期においては、年齢にかかわらず、住み慣れた自宅で家族とともに過ごしたいと願う方も多いのではないのでしょうか。

実際に、30歳代で2人の幼いお子さんを残して亡くなられた方のご家族からお話を伺う機会がございました。外来治療を続けながら在宅療養を行い、ご家族が協力して支えられたとのことでした。治療や療養、本当に大変であった。大変であったものの、残された時間を家族とともに過ごすことができたことは、大きな支えであったとお話をされておりました。

また、今回弘前大学医学部附属病院と青森県立中央病院のがん相談支援センターへお話を伺ったところ、AYA世代の患者数は多くないものの、一定数存在しており、在宅療養支援については十分な制度がなく利用できる支援を探しながら対応しているとのことでした。

さらに、本市が県内で先駆けて実施したアピアランスケア支援事業については高く評価されており、それがきっかけで、現在では多くの自治体に広がっているということも伺ってまいりました。

令和5年9月議会において、本件について質問いたしました。その後、県内では弘前市及び三沢市において若年がん患者在宅療養支援事業が開始されております。若い世代だからこその様々な課題を同時に抱えます。住み慣れた地域で安心して在宅療養を選択できる環境整備が必要であると考えます。

そこで、AYA世代がん患者の在宅療養支援について、本市のお考えを伺います。

続きまして（2）番、骨髄移植後等のワクチン再接種について質問いたします。

小児がんや白血病などの治療においては、抗がん剤治療と合わせ、骨髄移植などの造血幹細胞移植が行われる場合がございます。患者やご家族は長期に渡る大変な治療を乗り越え、再び学校や社会生活へ戻ることを目指して懸命に治療に取り組まれております。

しかし、こうした移植治療を受けた場合、それまで予防接種によって得られていた免疫が失われたり、弱まったりすることがあり、感染予防のためには、ワクチンの再接種が必要となります。予防接種法では公費助成は原則1回とされていることから、再接種費用は全額自己負担となっております。費用は10数万円にも及ぶと言われ退院後の大きな経済的負担となっております。

また、経済的理由から再接種を断念するケースや、移植後に感染に罹患し重症化する事例もあるとされております。全国的にも再接種費用への助成を行う自治体が広がっており、県内では青森市において支援事業が実施されております。命を守るために必要なワクチンの再接種の支援は大変重要であると考えます。

そこで、骨髄移植後等におけるワクチン再接種の経済的負担軽減への支援について、本市のお考えを伺います。

次に、通告の2番、第2次男女共同参画プランについて（1）番、これまでの取り組みと達成状況及び課題について質問いたします。

男女共同参画社会基本法の施行から20年以上が経過し、男だから女だからといった固定的な役割

意識にとらわれず、誰もが個性や能力を発揮できる社会づくりが求められております。

また、近年は少子高齢化や共働き世帯の増加、地域コミュニティーの変化など社会環境も大きく変化しており、子育てや介護、地域活動、防災分野などにおいても、多様な視点を取り入れた取り組みの重要性が高まっております。男女共同参画社会の実現は女性活躍だけでなく、男性も女性も、ともに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりにつながり、ひいては人口減少、人口の流出の観点からも重要な取り組みであると考えます。本市におきましては、第2次つがる市男女共同参画プラン後期実施計画に基づき、様々な取り組みを進められております。

そこで、これまでの取り組みと達成状況及び課題について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

石岡健康福祉部長。

○健康福祉部長（石岡秀子君） 改めましておはようございます。三橋あさみ議員の質問にお答えします。

若年がん患者在宅療養支援につきましては、令和5年9月にご質問をいただいた際にも、本市ができる支援やサービスについて検討していく旨をお答えしておりました。

三橋議員のお話にございましたとおり、若年がん患者の方につきましては、公的支援がなく、在宅療養を選択した場合の介護負担、経済的負担は非常に重いものと認識しております。住み慣れた自宅でご家族と最後まで自分らしく安心して療養生活を送るための支援体制を整えることは、患者ご本人はもちろんのこと、ご家族の精神的、経済的負担の軽減につながることから非常に重要になってくるものと考えております。

全国では多くの自治体が既に若年がん患者の方が車椅子や特殊寝台等の福祉用具の貸与や、購入に対する助成、あるいは訪問介護、訪問看護などのサービス利用に係る費用の助成などを、介護保険における居宅サービスと同等のサービスが利用できるよう、費用の一部を助成する事業を実施しているところであります。

県内では、弘前市と三沢市が在宅生活を送る若年がん患者を対象とした支援事業を既に開始しております。本市といたしましても、弘前市や三沢市の取り組み事例を参考にさせていただき、若年がん患者及びご家族の様々な苦しみと真摯に向き合い、療養生活を支えていくため、支援事業の導入を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、骨髄移植後のワクチン再接種支援について、移植後等における再予防接種の経済的負担軽減への支援について。本市の考えとありますが、ただいま三橋議員のご説明にありましてとおり、骨髄移植等により、既に行った定期予防接種で得た免疫が、低下または消失した場合であっても、予防接種法上、公費助成は原則1回とされていることから、再接種を希望する際、その費用は全額自己負担となっているのが現状であります。

本市においては、これまで再接種に係る助成の要望や問い合わせはございませんが、県内においては、青森市が小児定期予防接種について、再接種費用の助成を行っておりますので、今後も他自治体の動向を見ながら、対象者及びニーズの把握に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村良博君） 葛西総務部長。

○総務部長（葛西正美君） 私からは、三橋議員の第2次つがる市男女共同参画プランについてのこれまでの取り組みと達成状況及び課題についてのご質問にお答えいたします。第2次つがる市男女共同参画プランにつきましては、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とし、男女の誰もが互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため策定したもので、つがる市男女共同参画推進委員会を中心に、市民の意識改革に向けた啓発事業をこれまで継続してまいりました。

まず、これまでの主な取り組みといたしましては、平成29年度から市民を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた読書会や啓発講演会を継続して実施してまいりました。

なお、一時、新型コロナウイルスの感染症の影響により、一時開催を見合わせた期間もございましたが、その後は感染状況を踏まえながら、段階的に再開し、現在は広く市民を対象とした形で開催しているところでございます。

近年の取り組みにつきましては、まず家庭における役割分担意識の解消を目指した料理教室、次に産前産後ケアや防災といった地域の生活課題に即した実践的なテーマでの講演会を開催しております。

次に、これらの取り組みにおける達成状況と今後の課題についてお答えいたします。

達成状況につきましては、先ほども述べましたが、料理教室や防災など、身近なテーマを取り上げることで参加者に、男女共同参画という視点が自然に芽生え、心の片隅にですね、主体的な意識の醸成が確実に図られていると感じております。講演会を受講して終わりというものではなく、受講された方々が日々の生活のふとした場面で、男女共同参画の視点を思い出し、それが日常の行動や意識のちょっとした変化へつながっていくことが、意識改革のワンステップであると考えてございます。

続きまして、今後の課題についてでございます。

現在、最大の課題として感じている点につきましては、講座やイベントへの参加者が特定の層に固定しがちであること。また、これまで関わりのなかった市民の皆様にとっては、自発的に参加するにはハードルがまだ残されているのではないかと感じております。

今後はより多くの市民の皆様が気軽に足を運んでいただけるよう広報の仕方の工夫や、他の地域活動や、身近なイベントとの連携など、開催方法を工夫しながら課題解決に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 詳細なご答弁ありがとうございました。

それでは再質問に入らせていただきます。A Y A世代がん患者の在宅療養支援についてのご答弁がございました。在宅療養支援は単なる経済的支援ではなく、住み慣れた地域で療養したいという患者やご家族の思いを支えるものであり、在宅療養という選択肢を広げることにもつながると考えます。

また、A Y A世代のがん患者は治療だけでなく、学業や仕事、結婚や子育てなどそれぞれの状況に応じた様々な悩みや不安を抱えて生活しております。そのため、在宅療養支援とあわせて安心して相談できる体制づくりや、必要な支援につなげていくということも大事であると考えます。

今回お話を伺ったがん相談支援センターからも、市や関連機関から適切に相談支援センターへつないで欲しいというお話もございました。

そこで、本市の相談体制について伺います。

○議長（木村良博君） 石岡健康福祉部長。

○健康福祉部長（石岡秀子君） お答えいたします。

患者に対する相談体制についてですが、本市では、がん患者の医療用ウィッグ、乳房補整具の購入費用の助成を実施しておりますので、がん患者ご本人やご家族が病気に対する不安や悩みを抱えながら窓口申請にいらっしゃいます。その際には、がん患者ご本人やご家族に寄り添い、保健師が不安や悩みを傾聴し、受け止めながら相談に応じ、適切な助言や指導することで不安解消に努めているところでございます。

また、抗がん剤の副作用で髪の毛が抜けた方のためのケア帽子を保健協力員が肌触りのよい生地で作製し、国保年金課、健康推進課に展示し、ご本人やご家族に、手に取り試していただき、無料で差し上げ大変喜ばれており、その際にも保健師がご本人やご家族に丁寧に相談対応をしております。

そして相談の中で、がんに関して、より専門的なアドバイスや情報収集を希望する方には、ただいまの三橋議員のお話にありました、弘前大学医学部附属病院及び青森県立中央病院等に設置されておりますがん相談支援センターを紹介するなど、県内の専門機関との連携を図りながら、引き続きがん患者の療養生活を支えるため、相談窓口を市民にわかりやすく周知を図り、今後も引き続き相談体制を充実させてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 在宅療養できる環境づくりに向け、相談体制の充実とともに、A Y A世代のがん患者在宅療養支援につき、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

続いて、骨髄移植等のワクチン再接種についてのご答弁がございました。

骨髄移植後等のワクチン接種ガイドラインによりますと、再接種の時期は小児、成人を問わず、患者の体調や免疫状態、ワクチンの種類によって異なるとされております。また、移植後すぐに接種できるものではなく、数年を要する場合もあることから、一律の年齢要件では実態に合わないケースも想定されます。

ただいまのご答弁では、再接種に関して相談や問い合わせはなく、今後、ニーズや対象者の把握に努めるとのことでしたが、骨髄移植等を受ける方自体少数であり、また、ワクチン再接種が必要になる方は、時期も個人差も大きいと思われます。対象者の把握については、どのような関係機関との連携を想定しているのか。

また、今後制度を検討する場合、対象年齢について接種時期の個人差を踏まえた検討が必要と考えますが、本市のご見解を伺います。

○議長（木村良博君） 石岡健康福祉部長。

○健康福祉部長（石岡秀子君） お答えいたします。

対象者の把握についてどのような関係機関との連携を想定しているのかとのご質問ですが、今後、再接種事業に取り組むことになった際は、骨髄移植実施病院であります弘前大学医学部附属病院、青森県立中央病院に設置されているがん相談支援センター及び県が実施している小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請窓口である保健所との連携を想定しております。

次に、対象年齢について、本市の見解でございますが、現時点で具体的なお答えは難しい状況ではございますが、骨髄移植後のワクチン再接種ガイドラインによると、移植症例の約80%が20歳以上の成人が占めていることや、小児期に造血細胞移植を受けて成人になって再接種が必要となる症例もあり、再接種対象に成人を含めることは、重要であるとされておりますので、本市といたしましては、対象者把握の結果とガイドラインの内容を参考にし、小児のみならず、成人も含めた幅広い年代を再接種対象者として検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 対象者の把握についてはわかりました。

また、対象年齢についても、小児に限らず、幅広い年代を想定とのご答弁をいただき、大変心強く感じております。骨髄移植などの大変な治療を乗り越え、新たな1歩を踏み出そうとする方々にとって、感染症から身を守るためのワクチン再接種は重要な意味を持ちます。ぜひご検討いただきたいと思います。

今回、がん患者への支援について、2項目について質問いたしました。

A Y A世代がん患者の在宅療養支援と、骨髄移植等のワクチン接種の支援ですが、いずれも病気と向き合う若い世代とそこをご家族を支えるための取り組みでございます。患者数は決して多くない

かもしれません。しかし、地域には確かに支援を必要としている方がいらっしゃると思います。住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援制度の整備について、ぜひ前向きに検討いただきますようお願いし、この質問を終わります。

次に、男女共同参画プランについての再質問に入らせていただきます。

ご答弁では、参加者の固定化など課題はあるものの、講演会や研修会などを通じて男女共同参画の意識が高められているとのことですが、この取り組みはなかなか数値などで可視化しづらい部分もございます。その中で女性の社会参画や管理職の登用状況は成果を示す1つの目安になると考えます。

そこで、市職員における、女性管理職の登用状況について伺います。

○議長（木村良博君） 葛西総務部長。

○総務部長（葛西正美君） 三橋議員のご質問にお答えします。

本市における女性職員の管理職への登用状況についてお答えいたします。本市では、多様な人材の活用を進める観点から、女性の管理職登用についても積極的に取り組んでいるところでございます。

現在、女性管理職は7人、全管理職の13.7%となっております。

プラン初年度である平成29年度の割合が8.5%でございましたので、近年は登用が着実に進んでいる状況でございます。また、女性職員の職員としての採用割合につきましても、平成29年度の16.7%から、令和8年度には31.3%へと大きく上昇していることから、将来的には女性職員の管理職への登用も多くなるのではないかと見込んでおります。しかしながら、管理職までの過程として、まずは係長として係の仕事を理解し、中心的な役割を果たしながら、経験を重ねることがまずは重要だと考えてございます。

そういった視点から、ここ数年は女性職員、そして若手職員を係長に起用しております。

これは、私ども管理職をはじめ、上司となる職員がサポートしながら、育成することによって、組織全体で女性職員の、まあ若手職員も含みますが、活躍を後押しできるものと考えてございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 数字的にも女性職員の登用の取り組みが進んでいることがわかりました。

また、管理職を目指しやすい環境づくり。人材育成も重要とのご答弁で、今後さらに女性職員の活躍が進むことを期待しております。

一方で、男女共同参画は女性の活躍だけでなく、男性も自然に子育てや家庭生活、地域活動に参画できる環境づくりも重要と考えます。

以前も質問させていただきましたが、公共施設の環境整備なども含め、男性が自然に子育てや家庭生活に関わることでできる社会環境づくりが大切であると考えます。

そこで、男性の育児や家庭参画について、本市はどのように取り組んでいるのか伺います。

○議長（木村良博君） 葛西総務部長。

○総務部長（葛西正美君） ただいまのご質問にお答えします。

本市における男性の育児参加の促進についてですが、男性の育児参加につきましては、男女共同参画社会の実現に向けた重要な取り組みの1つであることから、本市では男性が家庭生活に主体的に関わり、子育てを分担できる環境づくりを進めております。その一環として、令和7年度に開催した父親と子供を対象とした料理教室がございます。親子で協力しながら調理を行うことで、家庭内での家事育児への自然な参加を促すとともに、父親が子供と向き合う時間を、確保する機会となったものです。

今後も、男女共同参画に関する講座や講演会、イベント等を継続的に実施し、市民の皆様の理解促進と意識醸成を図ってまいりますとともに、男性が育児に参加しやすい環境づくりを推進し、誰もが安心して、子育てできる地域社会の実現に努めてまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 講座やイベントなどを活用して、環境づくりを進めているとのことでしたが、私は令和6年に開催された、ジェンダーの視点から考える、誰一人取り残さない地域防災力の講座に参加いたしました。防災分野においても多様な立場の視点が重要であることを改めて学ぶ大変有意義な機会でした。

このような講座など、年度ごとに内容が違おうようでございます。

1度の講演会で意識がなかなか変わるものでもなく、継続的な学びや意識啓発が重要であると考えますが、本市のお考えを伺います。あわせて、今年度の事業についても伺います。

○議長（木村良博君） 葛西総務部長。

○総務部長（葛西正美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで本市が実施してまいりました男性の育児参加を含む男女共同参画に関する各事業につきましては、市民の意識啓発や、行動の変化に一定の効果がみられるものと認識しております。そのため、効果が確認できている事業につきましては、継続して実施していくことが重要であると考えております。

また、単発のイベントだけではなく、家庭での実践につながる講座などを、SNSを活用した情報発信とあわせて、年間を通じて定期的に提供することにより、より高い効果が得られるものと考えてございます。

来年度から始まる第3次プラン策定においては、こういった取り組みについても協議しながら検討を進めてまいります。

続きまして、今年度の事業につきましては、これについては、先日、委員会を開催しましたが、

事業内容について数多くの意見が出されたことから、最終的に決定に至りませんでした。今回の意見も踏まえながら、これから委員会での意見を十分に踏まえ、効果的な事業を実施してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ぜひ意見を取りまとめて、効果的な事業を実施していただければと思います。

男女共同参画の様々な取り組みが行われているということがわかりました。しかしながら一方で、固定的な性別役割分担意識については、依然として地域や家庭の中に残っている部分もあるのではないかと感じております。

これまでの成果や課題などを踏まえ、次期計画に向けたお考えについて伺います。

○議長（木村良博君） 葛西総務部長。

○総務部長（葛西正美君） ただいまの次期計画策定に向けた考え方についてお答えいたします。

現行の第2次男女共同参画プランは令和8年度までを計画期間としておりますが、社会の情勢の変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、次期計画では、より実効性の高い施策へ再構築する必要があると考えてございます。

人口減少や高齢化社会、働き方の変化、デジタル化の加速など、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化しておりますので、女性活躍の推進、家庭と仕事の両立支援といった、重点的に取り組むべき分野を再整理してまいりたいと考えております。

また、男女共同参画は行政のみで実現できるものではありません。

市民、事業者、地域団体などとの協働が不可欠でございますので、市民アンケートの実施や関係団体との協議を通じて、幅広い意見を反映した計画となるよう努めてまいります。なお、アンケートを実施いたしますが、アンケートにつきましては、無作為で18歳以上の市民1,000人と、100の市内事業者を対象として実施いたします。回収率を上げるため、郵送での回収の他、アンケート用紙に2次元コードを同封します。2次元コードを読み込むことで、インターネットでも回答できるようにいたします。

次期計画につきましては、現行計画の成果と課題を踏まえつつ、社会の変化に対応した実効性の高い計画となるよう議論を深め、計画策定に努めてまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ご答弁ありがとうございます。

次期計画に向けた前向きな姿勢、伝わってまいりました。

また、男女共同参画は行政だけでなく、市民の皆様や地域の団体、職場など、ともに進めていく

ことが大事であると改めて感じたところでございます。

次期計画の策定にあたっては、ぜひリーダーシップを発揮していただき、市民の声を丁寧に反映しながら実効性の高い計画となることをご期待し、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で三橋あさみ議員の質問を終わります。

◇ 齊 藤 渡 君

○議長（木村良博君） 続きまして、第5席、5番、齊藤渡議員の質問を許可します。

齊藤渡議員。

〔5番 齊藤 渡君登壇〕

○5番（齊藤 渡君） 第5席、5番、絆心会の齊藤渡です。

今回、私の方からは2点、農地の大区画化と学校敷地内における環境整備の2点について質問をさせていただきます。早速質問に入ります。

1点目、農地の大区画化についてですが、ここでは、新たに区画整備をし直すというのではなく、現在ある畦畔、あぜですね。このあぜを除去して圃場を大きくすることを指します。

質問理由ですが、団塊の世代の高齢化によって農業従事者数が減少しております。

今後は戸別の経営規模が大きくなっていくことが予想されますが、今後、規模拡大を進めていく中で、作業の効率化という考え方は必要不可欠になろうかと思えます。本市の水田の多くは、昭和50年代の土地改良事業並びに区画整備ですね。こちらによって多くの圃場が30アール、3反歩区画になってございます。

最近の機械は非常に性能が良くなっておりまして、さらに大型化していく傾向にございます。機械の作業効率をですね、最大限に引き出すために、やはりこの圃場を大きくしていくということは、圃場が連続してある場合において大変有効ではないかというふうに考えてございます。畦畔、あぜはですね、1つには圃場の高低差の調整という機能と、隣の田んぼ、所有権の境界という2つの役割を持っていますが、ここではですね、単にそのあぜを除去して圃場を大区画化するだけでなく、畦畔を除去した場合、その後の農地関係、貸借関係で何らかの影響があるのかないのかという視点でちょっと質問を進めてまいります。

早速、質問の内容に入るわけですが、これまず国の事業だと、私思っているんですけども、大区画化等加速化支援事業というものがございます。

この事業の内容、例えばこの畦畔を除去して大区画化するだけなのか、それとも従来の暗渠工事とセットなのか。

2つ目、この事業の採択にあたっての条件、例えば認定農業者でなければならない、あるいは圃場がある程度連続していなければならない。そういう何らかの条件というのがあるのかどうか。

3つ目、10アール当たりの農家負担額です。例えばこの高低差が極端に大きい田んぼがあったりします。その高低差の大きい小さいで何らかの農家負担額が、変わるのかどうか。

以上、3つについてお知らせください。

次にですね2点目、学校敷地内における、環境整備についてお伺いをいたします。

ここで言う環境整備とは具体的には樹木の伐採及び害虫の防除になります。

質問の理由ですが、温暖化の影響がですね、生態系に大変変化をもたらしておりまして、具体的には樹木における松くい虫やナラ枯れ、アメリカシロヒトリなどの害虫の発生がそれに当たると思っています。

学校の敷地の中にはですね、多くの樹木があります。台風や季節的な強風によって折れた枝が飛散したり、あるいは突発的な害虫の発生など、近隣の住民とトラブルになりかねない事象も、多々あります。樹木をですね、植えることは大変美観の形成上有意義だとは思いますが、それと同時に、日常的な管理も必要になります。

特に学校の敷地はですね、広いのでPTAのボランティアなどの活動だけでは管理に限界が生じると思っております。さらにですね、ナラ枯れなどで倒木したり、あるいはアメリカシロヒトリなどの害虫の発生は速やかな対応が必要になります。

市内の小学校、中学校費に、これらの環境整備に対応した予算はないと記憶してございますが、そこでですね、質問の1点目であります。倒木や害虫が発生した場合、現状ではどのような対応をしているのか。

2つ目、場合によって思い切った伐採が必要になった場合、どのような対応を行っているのか。

2点目についてお知らせ願います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） 私からはですね（1）大区画化等加速化支援事業の①、事業の内容についてお答えいたします。

本事業の実施に当たりましては、農業者等への技術支援や交付事務を行う青森県農地大区画化等推進協議会が設立されており、事業の推進体制が整えられております。

本市の水田は昭和50年代を中心に実施された土地改良事業により、30アール程度の区画が多く整備されております。一方で担い手の減少や農地集積の進展に伴い、一戸当たりの経営規模は年々拡大しており、大型機械による、効率的な営農を行うためには、より大きな区画での作業が有効であると認識しております。

大区画化等加速化支援事業は、このような課題に対応するため、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水などの簡易な基盤整備を支援する国の事業であります。事業の実施方法には農業者自ら施工す

る方法と、西津軽土地改良区へ施工を依頼する方法があります。

農業者自ら施工する場合は採択支援申請や実績報告などの手続きを自ら行う必要がありますが、西津軽土地改良区の受益地内であれば、土地改良区が申請から、施工発注、実績報告までを取りまとめることが可能と伺っております。

また、本事業は畦畔除去による区画拡大のみを実施することも可能であり、暗渠排水のみを実施することも可能であります。ただし、区画拡大と暗渠排水を同一圃場で同一年度に実施することはできないことから、区画拡大を実施した翌年度に暗渠排水を行うなど、計画的に事業を活用していくことが必要であります。

本市といたしましても、大区画化等推進協議会及び西津軽土地改良区と連携しながら、農地の生産性向上や担い手への農地集積、集約化につながる取り組みを支援してまいります。

次に、②の事業採択にあたっての条件についてお答えいたします。

本事業は、農業振興地域内の農用地区域であり、地域計画との整合が図られていることが基本的な要件となっております。

事業の申込みについては、農業者自ら施工する場合は当該協議会ホームページ、または本市を通じて申込みを行い、西津軽土地改良区へ施工する場合は、土地改良区へ申込むこととなります。なお、認定農業者でなければ採択できない制度ではありませんが、事業効果の高い地区や担い手への農地集積が見込まれる地区が優先されるものと認識しております。

また、事業要望が多い場合には、国の予算配分等を踏まえ、実施地域が設定されることから、申込みをしたすべての地区が実施できるものではありません。

また、大区画化を行う場合には、畦畔が所有権の境界を兼ねているケースも多く見受けられます。

しかしながら、畦畔を除去して一体的に利用する場合であっても、土地の所有権や地番が変更されるものではなく、境界そのものが失われるものではありません。

一方で、近年は農地の賃貸借による利用集積が進んでいることから、大区画化の実施にあたっては、地権者と耕作者双方の理解と合意形成が重要であると考えております。

続きまして③の10アール当たりの農家負担額についてお答えいたします。

畦畔除去を例に挙げますと、農業者自ら施工する場合は、施工に要した経費を実績として報告したのち、対象経費に対して10アール当たり6万円を上限として助成されます。

また、西津軽土地改良区へ施工を依頼する場合は、土地改良区が工事を外注し、標準単価は10アール当たり7万円となっております。

さらに区画拡大により、1ヘクタール以上のまとまりとなるなど、集約化効果が高い場合には、加算措置が適用される場合もあります。

西津軽土地改良区によりますと、現在のところ助成単価の範囲内で施工できる見込みとありますが、近年の物価高騰や燃料費、人件費等の上昇により、施工時点の単価によっては農家負

担が発生する可能性もあります。

なお、高低差が大きい圃場につきましては、本事業で想定する施工内容を超える場合もあることから、事業活用の可否を含め、自己の責任において申請していただくことになります。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 小田桐教育部長。

○教育部長（小田桐勇人君） 私からは、2の学校敷地内における環境整備についてお答えいたします。

最初に（1）倒木や害虫が発生した場合、現状ではどのように対応しているのかについてです。

議員おっしゃるとおり、倒木や害虫発生は速やかな対応が必要であるということは十分認識してございます。

また、各学校費において環境整備に対応した予算はございませんが、教育総務課予算において、小中学校費の学校管理費に、害虫駆除薬剤散布業務委託料と環境美化作業委託料の予算を確保してございます。

害虫駆除を目的とした薬剤散布を、年に2回、全小中学校12校と廃校となった車力地区の3校に実施しており、急を要する場合は、散布する箇所や時期を調整しながら対応してございます。

次に、倒木あるいは、倒木の可能性が高く危険が認められる場合は、環境美化作業委託により、伐採または処分を業務委託している他、軽微なものにつきましては、市職員による伐採作業により対応してございます。

続きまして、（2）の場合によって思い切った伐採が必要となった場合の対応についてです。

まず、最初に現地の確認が必要となります。従いまして教頭又は校長立ち会いのもと、市担当職員により実施いたしまして、伐採がやむを得ないと判断された場合は、財政課と協議の上、伐採する時期等を考慮しながら対応しております。

直近の事例を申し上げますと、今年度は森田中学校の電線に触れている樹木の伐採、柏小学校のグラウンドの枯れ木の伐採及び処分などがあります。

また、令和6年度、令和7年度には柏中学校でアメリカシロヒトリが大量発生しましたので、その際は体育館付近及び校舎裏の樹木の伐採等がございました。

いずれにいたしましても、状況に応じて現地を確認しながら、そして予算を考慮しながら対応を決定しております。

以上となります。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） そうしましたら、大区画化等加速化支援事業について2回目の質問を行います。

国による生産調整、つまり減反政策は、現在強制ではないと記憶していますが、昨今の報道にも

あるように、今年の米は民間の在庫がかなりあるようで、秋の米価に影響があるのではないかという懸念がございます。

以前はですね、転作率を出す際に、畦畔率っていうものを乗じていたというふうに記憶してございますが、今でもそうなっているのかどうか。

また、この畦畔を除去した際でも、この畦畔率というのは同様に、大区画化した農地にでも適用になるのかどうか、お知らせください。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） お答えいたします。

水田活用関係制度における転作面積の算定につきましては、平坦地の水田では、一般的に２％の畦畔率が適用されております。

また、水田台帳は一筆ごとに管理されていることから、大区画化により畦畔を除去した場合であっても、算定上の畦畔率は変わらないものと認識しております。

一方で、実際の圃場においては、畦畔が少なくなることで作物の作付可能面積が増加するため、営農の効率化や作業時間の短縮につながる効果が、期待されるところであります。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○５番（齊藤 渡君） 畦畔率は２％で、大型化した場合も同様であるという答弁であったと思います。

次にですね、例えばこの大区画化する際の工事の時期についてお伺いをいたします。

知人から聞いた話によりますと、畦畔を除去して、圃場を均平する際に、最も大事なはその土壌の水分量、つまり土の乾燥具合であるということを知りました。

実際の工事にあたって、作業は収穫後の秋なのか、または雪が消えた春なのか、どういう時期になるのかをお知らせください。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） お答えいたします。

工事時期について特段の制限はありませんが、一般的には収穫後から翌春の作付けまでの期間に施工されております。秋に畦畔除去や均平作業を実施することで、翌年から効率的な営農が可能となることから、収穫後の施工になりますが、圃場の乾燥状況などにより、春に施工する場合があると伺っております。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○５番（齊藤 渡君） 最後３点目です。

現在、レーザーレベラー、GPSを使って均平を出す機械だというふうに認識しておりますが、

そういう機械をですね、個人で所有されてる農家の方もおられます。この自前の機械でですね、この圃場の大区画化を行った場合、どのような対応になるのかお知らせください。

○議長（木村良博君） 佐々木経済部長。

○経済部長（佐々木雅規君） お答えいたします。

本事業は農業者自ら施工することを前提とした制度であり、施工方法について特段の制限は設けられておりません。そのため、事業実施計画に基づき、適正に施工され、必要な実績確認が行える場合には、個人が所有するレベラー等を活用した施工も対象となり得るものと認識しております。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） 個人が所有するレベラーも対象になるということがわかりまして非常に勉強になりました。

今の中東情勢の影響でですね、農業機械や農業資材の価格が大変高騰してございます。

昨日の日経平均株価も6万9,317円。上げ幅3,297円で、歴代2番目の上げ幅だそうです。数字の上ではですね、大変好景気であるということになっているんですが、日々生活していると、そのような実感がないというのが正直なところでございます。

現在、国が試算した米の生産費、1俵当たりの生産費がおおよそ2万円程度というふうに記憶してございますが、田植えの終わった今、秋の米価を考えたときに、秋の米価が大変気になるところでございます。ぜひですね、経営が続けていける米価になることをですね期待しております。

このことについての答弁は求めません。

2点目のですね、学校敷地内における環境整備についてですが、市内には相当数の空き校舎がございまして。

先ほどの答弁では、空き校舎の管理も適時行っているということでございました。空き校舎はですね、校舎の部分に限らず、その敷地内の管理が、おろそかになりますと、アライグマが土台の下に入り込んだり、あるいは害虫の発生の温床になりかねません。

特に今年はですね、何か6割の確率でスーパーエルニーニョなるものが発生すると言われておりまして、猛暑日が多くなるのではないかと。猛暑日が多くなると、病害虫が複数回発生することがあると言われてございます。

学校に限らずですね、市担当部局におかれましては、市内の樹木の管理や害虫防除に注意を払っていただきまして、市民生活に支障のないようにしていただければというふうに考えております。

このことについての答弁も結構です。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で齊藤渡議員の質問を終わります。

これで今定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

これにて一般質問を終結します。

◎総括質疑

- 議長（木村良博君） 日程第2、報告第2号から報告第3号の令和7年度に係る繰越計算書並びに報告第4号から報告第5号の専決処分した事項の報告4件及び議案第38号から議案第65号までの計28件を一括議題とします。

今定例会の提出議案に対する総括質疑は通告がありませんでした。

◎予算特別委員会の設置

- 議長（木村良博君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。ただいまの議案のうち、タブレットに配信した付託表のとおり、議案第38号から議案第44号、議案第50号から議案第54号までの予算関係12件については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（木村良博君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、ただいま設置した予算特別委員会を本日の会議終了後、この議場に招集します。

◎議案等委員会付託

- 議長（木村良博君） 日程第4、ただいま予算特別委員会へ付託した以外の議案については、タブレットに配信のとおり、各常任委員会へ付託します。
-

◎散会の宣告

- 議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

17日から23日までは、委員会開催等のため本会議は休会とします。来る6月24日水曜日は、午前10時に会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

（午前11時01分）

第 4 号

令和 8 年 6 月 2 4 日（水曜日）

令和 8 年第 2 回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第 4 号）

令和 8 年 6 月 24 日（水曜日）午前 10 時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第 1 予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第 38 号」～「議案第 44 号」

「議案第 50 号」～「議案第 54 号」

日程第 2 総務経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第 45 号」～「議案第 47 号」

「議案第 55 号」～「議案第 59 号」

「議案第 63 号」・「議案第 64 号」

日程第 3 教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第 48 号」・「議案第 49 号」

「議案第 60 号」～「議案第 62 号」・「議案第 65 号」

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	平 田 浩 介	２番	三 橋 あさみ	３番	山 内 勝
４番	秋田谷 建 幸	５番	齊 藤 渡	６番	田 中 透
８番	長谷川 榮 子	９番	成 田 博	１０番	木 村 良 博
１１番	佐 藤 孝 志	１２番	野 呂 司	１３番	天 坂 昭 市
１４番	成 田 克 子	１５番	佐々木 慶 和	１６番	平 川 豊
１７番	山 本 清 秋	１８番	高 橋 作 藏		

欠席議員（１名）

７番 佐々木 敬 藏

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長職務代理者	杉 森 広 宣
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	葛 西 正 美
財 政 部 長	葛 西 明 仁
民 生 部 長	川 越 七 重
健康福祉部長	石 岡 秀 子
経 済 部 長	佐々木 雅 規
建 設 部 長	高 橋 隆 治
会 計 管 理 者	木 津 裕 人
教 育 部 長	小田桐 勇 人
消 防 長	工 藤 康 人
選挙管理委員会事務局長	中 田 良 子
農業委員会事務局長	中 野 拓 哉
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	平 山 栄 治
財 政 課 長	山 本 将 司
市 民 課 長	外 崎 学
福 祉 課 長	宮 崎 喜 樹
農林水産課長	福 井 亨
土 木 課 長	秋田谷 有 正
教育総務課長	工 藤 正 輝
警 防 課 長	長 内 克 孝

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	野 呂 雅 人
議事総務課長	工 藤 隆 子
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日、佐々木敬蔵議員より欠席の届出がありましたので、報告します。

（午前10時00分）

◎予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信の日程のとおりです。

日程第1、議案第38号から議案第44号、議案第50号から議案第54号の計12件を一括して議題とします。

予算特別委員長の審査報告を求めます。

成田克子予算特別委員長。

〔予算特別委員長 成田 克子君登壇〕

○予算特別委員長（成田克子君） 皆様、改めましておはようございます。

それでは、令和8年度第2回市議会定例会において、予算特別委員会に付託されました専決処分した令和7年度及び令和8年度各会計補正予算の報告及び承認を求めるの件7件並びに令和8年度各会計補正予算案5件、計12件について審査した経過及び結果についてご報告いたします。

本予算特別委員会は6月17日に委員会を開催し付託議案の審査を行いました。審査経過の詳細につきましては、全議員で構成された委員会でありますので、省略させていただきます。

主な経過として、令和7年度専決処分した一般会計補正予算において、市民税個人所得割について、農業所得の状況はとの質疑に、令和7年度課税分の農業所得額は約51億円、令和6年度課税分の農業所得額は約23億円であり、前年度比で約28億円増加したとの答弁。

企業版ふるさと納税寄附金について、寄附された企業は何社か、また、寄附金を充当した事業はとの質疑に、4社から寄附をいただいております、加工用トマトモデル展示圃事業、自治組織運営活動支援補助事業、つがるブランド推進事業の3事業に充当したとの答弁。

続いて令和8年度一般会計補正予算案では、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について、事業の詳細はとの質疑に、令和8年5月11日時点で児童扶養手当4月分を受給している方が対象となる。給付金額は児童1人当たり2万円、申請手続きは不要で9月に児童扶養手当受給口座に給付する予定であるとの答弁。

部活動地域展開費について、補正の内容はとの質疑に、当初予算編成後に認定された地域クラブの指導者に対して支払われる講師謝礼であるとの答弁。認定されているクラブはとの質疑に、バスケットボールが5、サッカーが1、陸上が1、野球が1、バレーボールが1、吹奏楽が1の合計10ク

ラブが認定されているとの答弁。どの地区で主に活動しているかとの質疑に、木造地区はバスケットボール、サッカー、陸上。森田地区はバスケットボール、野球、吹奏楽。柏地区はバスケットボール。稲垣地区はバレーボールとの答弁がありました。

以上、付託された計12件について慎重に審査した結果、全会一致で承認及び可決すべきものと決定いたしました。

最後に当局におかれましては、予算の執行にあたり、各委員からの意見等に対し適切に対応されることを求めて、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第38号から議案第44号、議案第50号から議案第54号までの計12件は、いずれも承認及び原案のとおり可決とすることに決定しました。

◎総務経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第2、議案第45号から議案第47号、議案第55号から議案第59号、議案第63号及び議案第64号の計10件を一括して議題とします。

総務経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

田中透総務経済建設常任委員長。

〔総務経済建設常任委員長 田中 透君登壇〕

○総務経済建設常任委員長（田中 透君） 改めまして、おはようございます。それでは、総務経済建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は6月19日に開催し、付託された議案10件について、執行部より詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。その過程において議論された主なものをご報告します。

議案第45号 つがる市税条例の一部を改正する条例では、今回の改正による税負担の増減はあるのかとの質疑に、環境性能割が廃止となり、新たな税制度が導入されていないことから、税負担は軽減されるとの答弁。昨年度から軽自動車税の車検用納税証明書の送付を行っていないが、必要な

場合は発行してもらえるのかとの質疑に、税務課や各出張所の窓口にて無料で交付できる。また、軽自動車検査協会がオンラインで納付状況を確認できるため、車検用納税証明書の提示が不要となったとの答弁。

議案第47号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例では、過去の税証明書や関連書類が必要となった場合、取得可能かとの質疑に、過去の必要な証明書を交付可能であるとの答弁。

議案第57号 つがる市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案では、システム標準化の期限に間に合わない自治体が多数あるが、本市の対応状況はとの質疑に、国で当初令和8年3月31日まで移行期限としており、本市は令和8年3月1日よりシステム標準化の運用を開始しているとの答弁。

議案第58号 つがる市中心商店街駐車場条例案では、駐車できる台数はとの質疑に、普通車28台分整備しているとの答弁。大型車の駐車は可能かとの質疑に、大型車の区画は整備していないが、駐車場の空き状況に応じて柔軟に運用していくとの答弁。

議案第63号 財産の取得の件、高規格救急自動車では、高規格型と標準型救急車の主な違いはとの質疑に、広さが違い、高規格救急車は救急隊が立った状態で処置ができるとの答弁。高規格救急車は何台あるかとの質疑に、現在、高規格型を4台配備しているとの答弁がありました。

以上のとおり、慎重に審査した結果、付託された議案10件について、全員一致により原案どおり承認及び可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第45号から議案第47号、議案第55号から議案第59号、議案第63号及び議案第64号の計10件は、いずれも承認及び原案のとおり可決とすることに決定しました。

◎教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第3、議案第48号、議案第49号、議案第60号から議案第62号及び議案第65号の計6件を一括して議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

成田博教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 成田 博君登壇〕

○教育民生常任委員長（成田 博君） それでは早速、令和8年第2回市議会定例会において、教育民生常任委員会に付託となった議案6件について、審査した経過と結果についてご報告をいたします。

本委員会は6月19日に開催し、当局関係者の出席を求め、詳細な説明を受け、審査を行いました。審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。

議案第48号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例では、限度額を引き上げて影響を受ける世帯数はとの質疑に、令和8年度分が確定していないが、試算で96世帯が影響を受けるとの答弁。さらに限度額が引き上げられる可能性はあるかとの質疑に、限度額の引き上げをしないと所得の少ない世帯の負担が増えるため、税の公平性を図ることから、今後も限度額の引き上げは行われるとの答弁がございました。

議案第49号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例では、今回の改正で介護保険料の負担が変わるのかとの質疑に、税制改正前の所得が算定基準となり、特例措置により介護保険料の所得段階に概ね変更はないとの答弁がありました。年金収入のみの場合は影響があるかとの質疑に、年金収入のみの場合、影響は受けないとの答弁。

議案第60号 つがる市木造福祉交流センター「花しょうぶの館」条例等の一部を改正する条例案では、どのような費用が増加して入浴料を上げたのかとの質疑に、人件費、燃料費、清掃業務委託料、修繕料の総額で300万円ほど増加したためとの答弁。

議案第61号 つがる市車力ウェルネスセンター条例の一部を改正する条例案では、議案第60号を含めた入浴料の値上げを市民にどのように説明を行うのかとの質疑に、11月の料金改定までに各施設での掲示、市のホームページ、公式LINE、広報などを通じて広く周知していくとの答弁を受けたところでございます。

以上、慎重に審査した結果、付託された議案6件については、採決の結果、全員一致で原案どおり承認及び可決すべきものと決定いたしました。

これをもって教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第48号、議案第49号、議案第60号から議案第62号及び議案第65号の計6件は、いずれも承認及び原案のとおり可決とすることに決定しました。

◎市長の挨拶

○議長（木村良博君） 次に、倉光市長より閉会に当たり挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、ご提案申し上げました議案に対しまして、慎重なるご審議により、全議案についてご承認、そして御議決を賜りました。誠にありがとうございました。

議員各位から頂戴いたしましたご意見、ご提案等を真摯に受け止め、今後のまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

今年の冬は2年連続の記録的な大雪となり、リンゴの枝折れとか、あるいは、農業用ハウスの倒壊など、様々な災害に見舞われ春先の農作業への影響が懸念されましたが、生産者をはじめ、関係者のきめ細やかなご対応により、概ね順調に作業が進んだと伺っております。胸を撫でおろした次第でございます。

国内屈指のメロン産地である我が市は、ハウス栽培の流通が始まっております。定植した3月以降、天候に恵まれ、糖度や玉伸びも申し分がなく、今シーズンも生産者のたゆまぬ努力が育んだ高品質のメロンが国内各地へ出荷される見込みであると伺っており、大きな期待を感じているところでございます。

6月5日の県内の青果市場の初競りでは、2玉で50万円という過去最高値で取引された報道もございました。これから最盛期を迎える露地ものについても、明日から3日間、実施されます関西圏での市場関係者との情報交換において、今まで培ってきました信頼と品質を存分にPRしてまいりたいと、そう思っております。

先月の末でございますが、我が国に住む全ての人と世帯を対象とした、国の最も重要な統計調査とされております、国勢調査の令和7年調査速報値が公表されました。国内人口は大正9年の統計

開始以来、過去最大の減少幅となり、本市においても、前回令和2年の3万人を割り込み、2万7,000人となった次第であります。

本市としましては全国市町村の9割が人口減少に転じているという、そういう状況の中、今年度を始期とする、第3次総合計画を軸に、市民の皆様とともに、住み続けたいまち、あるいは選ばれたまちを目指し、将来へ向けた実効性ある施策を重ね、人口減の克服に向けた挑戦をまた、着実に進めてまいりたいと、かように思っております。様々な障害はあろうかと思いますが、ここでくじけるわけにはいかないということで、いま一度、市民の先頭に立って頑張っていきたいと思っております。皆様のご協力をぜひとも、お願いしたいと思うところであります。

これから夏至を迎え、本格的な夏の訪れを感じることができる季節となりました。

今年度も市内各地で、様々なイベントが開催されます。今週末は稲垣まつりから始まりますけど、稲垣まつりが始まって、7月末の車力まつり、そしてネブタまつり、そして8月末の馬市まつりと続いています。

そして、10月には昭和52年のあすなろ国体以来、実に49年ぶりとなる県内開催の、国スポが開催されます。選手団をはじめ、我が市を訪れる関係者の皆様に最高のおもてなしで、お迎えする準備が佳境を迎えております。市内のイベントや国スポを通じて、多くの市民の皆様や来訪者の皆様とともに感動を分かち合いながら、そして喜びの出来秋も合わせて迎えたいと切に願っているところであります。

結びになりますが、今年の夏も厳しい暑さが予想されております。議員各位におかれましては、健康にご留意され、引き続き本市発展のため、ご活躍いただきますよう祈念申し上げまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

以上であります。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で今定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じ、令和8年第2回つがる市議会定例会を閉会します。

（午前10時25分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 木 村 良 博

署名議員 山 内 勝

署名議員 秋田谷 建 幸